

社会の変質と庄屋の転免

藩財政の窮迫 享保十一年（一七二六）仕置役深尾権進は、藩財政の窮迫を嘆き、とくに領内に富裕の者が出て、藩からの借金に応じて貰いたいと、卒直な藩の要望を述べている。「高知藩財政史」平尾道雄。前述のように、すでにその一部には富農深瀬氏が応じていたが、商品経済の発展によって、逐次豪農商が生まれ、藩はこれに用金を課して、財政を運営していくことになる。もちろんこれは他方では藩が商品流通にも激しく寄生し、年貢収入を補なうために、口銭を課するいわゆる国産方仕法を強化することであって、宝曆二年（一七五二）がその画期となる。この時点より藩政は明瞭に変質を露呈し、以後商品生産を中心に生産者農民の反抗―百姓一揆も起こり、時代は後期に入ったことを示すものである。なお地主制もますます進み、農民、農村はその方面からも苦悶を呈することになる。

前述「郷士年譜」深瀬希三郎によれば、この期になって、いかに深瀬氏が藩の用銀（金）等に応じていたか、それとともに、藩がもはや年貢収入だけをもっては、財政運営のできなかつたことを示している。以下一覧表にしてみよう。

年代	用金の種別	金額	備考
宝曆九	借入銀	一貫三	
同 一〇	〃	一・八	
年代	用金の種別	金額	備考
文化三	寸志銀	一貫〇	
同 八	的 用 銀	六・九	

年代	用金の種別	金額	備考
同 一二	〃	一一・八	
明和 二	寸志銀	二・二	
〃 三	借入銀	一・一九〇	
〃 五	〃	四・八	
〃 六	〃	二・五	
〃 八	〃	五・〇	
〃 九	寸志銀	一〇・〇	
安永 五	用 銀	一〇・〇	
天明 元	〃	一〇・〇	
〃 四	寸志米	一二石〇	
同 六	用 銀	五貫〇	
同 七	寸志夫	一五〇〇人	
同 同	借入銀	六貫〇	
同 九	〃	四・〇	
寛政 二	〃	四・一	
同 三	〃	四・一	
〃 一一	〃	二・二	
享和 三	寸志米	六石	

集 計	寸志品	金額	備考
同 同	(寸志品)	九茶碗一五〇、批杓九〇、筵一〇〇	
同 同	寸志米	(額不明)	
同 九	借入銀	三貫五	
同 一〇	寸志夫	二〇〇人	
同 同	用 銀	五貫五	
同 一五	〃	一五・〇	
文政 三	借入銀	二〇・〇	
同 四	用 銀	五・五	
同 八	寸志銀	一五・〇	
同 一二	寸志金	二両〇	
天保 二	寸志銀	一貫二	
同 四	寸志金	八〇〇疋	
同 七	〃	一貫〇	
同 同	〃	南籾一片〇	
同 一	借入銀	一〇貫〇	
集 計	三八回	一七五貫五九〇と夫二〇〇〇人、米一八石、金二兩余	

右表によれば、ほとんど連年というも過言ではない。ことに同年譜には、天保二年（一八三二）の「寸志銀壹貫三百目」に註して、

但、先達て廉々御用向御蒙り遊ばさせられ候節、^三御支配御用銀仰付られる御趣拜奉り調達仕り候。

右の「三支配」とは町奉行、郡奉行、浦奉行のことであって、それぞれの支配下から、富裕の者を撰び出して用銀を賦課するという、藩の方針は明瞭である。深瀬氏はこれに先手を打って自発的に寸志銀を納めたが、これは返却を前提としないいわば献納である。用銀、的用銀はともに藩が返却する約束であったが、もちろんこれが事実上寸志銀となることも多かったと思われる。深瀬氏はまた藩守山内豊資が、文化十一年（一八一四）春土佐国西半を巡見した折には、「御宿」を二度も勤めている。この接待の費用も莫大であったであろう。同十四年（一八一七）にも藩主関係のものが宿泊している。用銀あるいは藩主その他の宿所を勤めるには、深瀬氏自身にも相当の計算があったと思われるが、これらはすべて一種の貢租であって、深瀬氏が集積する富を藩は吸い上げたものである。もちろんこれは、富農深瀬氏が貸米利息あるいは加治子として収得した分であって、春野地方の農民の汗の成果であることにはかわりはないのである。

ところで幕藩体制の税収は、本来は年貢が中心である。藩は商品流通あるいは富裕の農商に寄生を強めたが、同時にまた年貢の増徴にもきわめて熱心であった。まず免の引き上げを見ることにしよう。この点すでに前に天平等免でみたところであるが、左の史料を見よう。

明治五壬申年

引合済

耕地米盛引合記

西畑村

「春野町役場所蔵文書」

には、本田について

六拾八石八斗三升四合也 田

(免) 九ツ九分貳厘

また

三拾九石七斗四升八合也 田

(免) 九ツ四分五厘

前者は蔵入地後者は知行地であるが、ともに免は一反一石に近い高免になっている。なお同史料には左表のように荒地がある。

知行地	本田地高	同荒地	比率
蔵入地	三二九石四〇一	一九三石九二六	六一%
知行地	二二三・六四七	一四〇・二〇一	六五%

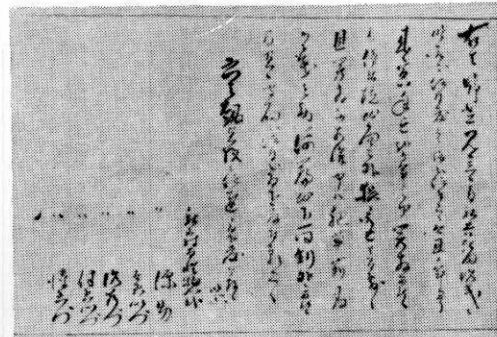
仁淀川下流の同地は、驚くほど水害を受けたので、このように本田は荒廃する。その分新田が開発されたことについては後述するが、そうした危険な地域でなおかつ免は反当一石に近い。弘岡下ノ村で安永四年（一七七五）の免が反当約七斗であったのに対し、約三斗の増徴である。藩は二毛作、商品生産等に、農民を駆り立てながら厳しい年貢の増徴を行なったものである。なお同史料には

一地四石九斗八升 島田幸之進領知出作式

というのがある。文政年中藩は激しい新田検地を行ない、郷士の領知にも厳しい竿入れを断行した。それによって登録面積を超える反別が検出される。この超過分が右の出作式であって、この分は百姓の作式地同様として新

集計	新田																	
	新田	本田	役地	領地	領知出作式	領知作式	御免方作式地	御郡方裏判地	太郎御留山等底地明	草山開御免方預り地	家懸林開	竹銀立籤開	高川原論所戻り地	平江須賀堀明	太郎堀明	西畑村持地	庄屋預り地	改出し古堀明
	七七七・〇四三	五三三・〇四八 (内荒三三三・一二七)	一五・一三六	四二一・一七八	四・九八〇	一二・一二七	一九・三三〇	二一・四六三	二二・五八三	四三・八二三	五・五七四	一六・一九五	三・一〇〇	九一・七二二	九・〇一一	一六・〇三九	二・八一三	一八・七六五
		一四六・七二六 (免七ツ三分七厘)	〇・〇九五	二六・一〇三	〇・二六三	〇・九七四	〇・七七三	〇・四二九	一・三七七	一・二二二	〇・二五八	一・一一四	〇・〇九三	五・五〇四	〇・六二一	一・九八九	一・八九九	〇・七五六

(地高一石=一反、免一ツ=米一斗)



新田開発願書 (春野町役場蔵)

西畑村本田新田別、種別、地高、年貢米一覧

種別	地高	年貢米	本田、新田別	
			本田	新田
蔵入地	三一九石四〇一 (内荒一九三・九二六)	九三石七四七		
知行地	二一三・六四七 (内荒一四〇・二〇一)	五二・九七九		
村上改	一・四六六	〇・七七二		
古堀明	四・七四〇	二・四四四		
惣堀明	三五・二九一	四・八七六		
知行地	一一・七〇七	一・一七一		

に課税される。郷士にとっては嫌な検地であったが、財政難に苦しむ藩は敢て強行したものである。春野地方の例証は少ないが、藩内各地にこの例は多かった。

こうして免の引き上げのほか、厳しい態度をとった藩の検地によって、多くの新田が検出されたが、前記史料によれば西畑村には実に驚くべき種類の新田が、左表のようにあったことがわかる。理解の便利のため一覧表とした。伝誦によれば、杉村寿源太は西畑村で新田開発のため藩に直訴して許可をえたという熱心さであった。災害も多く、同地に住む人びとはとくに新田を必要としたのであろう。

右表は説得的である。まず古堀明という十七世紀中頃の検地を受けた新田が、その後の検地で改め出されて増加した「改出し古堀明」分がある。改め出した古堀明の面積は実に本来の古堀明の三・五倍である。また庄屋預り地、西畑村持地もこれに準ずる改め出しの新田である。太郎堀明以下は多くは農民の共同によって開墾されたもので、いずれも農民の本田―圃地持高に依じて按分保有されたものである。とくに注意されるのは、御免方、御郡方、御山方―御留山底地明等藩の奨めた新田であって、藩が新田開発に積極的であったことを示している。藩はこれら役所の所管を通じて新田開発を進め、年貢とさらに加治子をも藩に収得するように心懸る。新田の免は前表によれば、本田の十分の一にも及ばないが、藩の勸奨した前記新田には加治子米が別に賦課されたのであるから、この表だけで全体を考へてはならない。また本田の高い免―水害地にもかかわらず―を、これら新田が支えたことも考えられるのであって、実は本田の高免を新田がカバーしていたものである。耕作農民の負担は時代とともにむしろ重くなったものといえよう。これらの負担に対して商品作物がどう答えたかは、また後述に詳細である。まず高負担と商品経済に苦しむ農村に、さらに加えられた災害を見ることにしよう。

災害と農村 土佐には災害が多い。地震津波、暴風洪水はその代表である。とくに宝永四年（一七〇七）と安政元年（一八五四）の地震津波は被害激甚であった。「谷陵記」奥宮正明によれば、沿海地方の村々は宝永の津波で亡所となる災害を受けた。仁ノでは三分の二が亡所となったという。また安政の地震津波による被害も大であった。「野本家文書」によれば、甲殿では

嘉永七寅年（安政元）十一月五日、大地震あり。七ツ半より夕暮までゆり、其の夜五、六度ゆり、それより十五日ほど大きくゆり候。なみぢせいより壱丈計り高く出で来る。其の心得有るべく候。

簡単であるが、背丈より一丈も高い津波が押し寄せる。子孫へ「其の心得有るべく」と訓えたのは、まことに自

然である。同家文書の

嘉永元年

大福積年手作扱高扣帖

申式月吉辰日

南屋 舖

によれば、地震の年と翌年の収穫は左の通りである。田地荒廃により半減以下の収穫であった。

嘉永七（安政元）	四〇石一（一〇〇%）
安政二	一八・一（四五%）

これに関連して同家文書には、

安政二卯年

御給地損田差出

吾川郡甲殿村

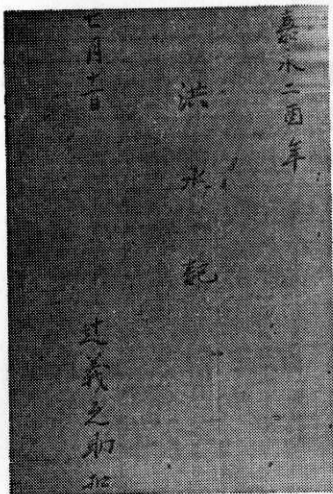
御免方

土居 源次良

今村 和吉

とある地震とくに津波の災害報告がある。いまこれを理解の便利のために一覧表として左に示した。

地	高	損	田地高	年貢免除年限
三反二六代三歩	一・四四・〇	一二代二歩（押し剣ぎ）	二〇・〇（浪入）	二カ年
		一一・〇（浪入）	同 右	免除せず



「洪水記」
(辻義之助著辻美代子蔵)

庄屋儀之助の屋敷は木塚明神の北側で、新川川に臨んで約五メートルの急崖がある。比較的高所であったが、水は坐上に近かった。増井の人びとはいずれも木塚明神宮、大寺に避難したので、庄屋は船で村内を見廻るほどであった。同書によれば、したがって「西諸木落山より東諸木雀ガ森までの間の堤より、材木、保佐類を初め桶、鉢其の余種々数々の品流れ込み、諸木灘より吉原村人家、西分岡の瀬、尾崎、法司部、持田辺へ掛け夥敷流れ込み申す事、吉原田丁より西分岡の瀬辺一円の大水」という物凄い光景であった。

がある。嘉永二年（一八四九）の大洪水はほとんど古今未曾有といわれ、長く酉の年の洪水として怖れ語り伝えられた。仁淀川流域がとくに激甚であって、春野地方も堤防が新川付近で三カ所決潰、濁流は旧仁淀川分流—新川川を真一文字に甲殿湊口に殺到した。当時西分村庄屋を勤事した辻儀之助は、文筆にも長じたので克明にその記録を残した。大体の経過から典型的な猛台風であった。

- 七月七日八日 日和にて浪立つ、
- 同 九日 曇りにて浪立つ、
- 同 十日 暴風雨、夕方より風強し、倒木、折木多く、家ゆるぐ。
- 同 十一日 卯の刻（午前六時）新川堤防決潰を知る。増井の者大寺へ避難。昼前水位最高、敷板一尺まで水来る。荷揚げ、八ツ前（午後一時過）減水開始。
- 七ツ前（午後三時過）避難の者木塚明神宮より帰る。

前表の減収と対比して、藩の年貢の減免の厳しいことがわかるうえ、損田の認定もまことに厳しい。甲殿村ではほとんど大半水田は水没—海水に覆われたのであって、塩分は残って害をなしたものと思われるが、それらの被害をほとんど自力で克服したことは、偉大であるが、また無惨というほかはない。

地震津波に劣らない洪水の被害と、それに対しても厳しかった年貢の取り立てについては、「辻家文書」辻美代子氏蔵に

嘉永二酉年

洪水記

辻義之助扣

七月十一日

集計	四二・一七・二	五・〇四・三 (地高の一二%)	損田地高の八四%
	一四・〇八・四	二〇・二 (")	同 右
	五・〇八・四	三七・三 (浪 入)	免除せず
	四・〇三・〇	三〇・一 (")	二カ年引
	五・〇〇・三	二〇・〇 (掘れ込み、砂入)	五カ年引
	三・三四・〇	一〇・〇 (")	三年引
	一・〇四・〇	三・八・〇 (")	同 右
	三・三八・〇	一七・二 (")	一作引
	一・〇四・〇	一八・〇 (浪 入)	二カ年引
	三・三八・〇	二〇・二 (")	同 右
	一四・〇八・四	二〇・二 (")	同 右
集計	四二・一七・二	五・〇四・三 (地高の一二%)	損田地高の八四%

同書が克明に記録した各地の浸水状況は、

- 弘岡下ノ村 庄屋宅 坐上二尺
- 同 村 井役人宅 同 四尺
- 同 村 堀池、向堀池 軒先
- 秋山村 庄屋宅 坐上三尺
- 同 村 弁丞宅 同 右
- 甲殿村 庄屋宅 同 四尺
- 西分村 増井忠蔵宅 同 三尺
- 東諸木村 広井由章宅 敷板二―三寸まで

実に同じく新川堤防切れで、記録的な洪水―文政五年(一八二二)よりも、なお一・五メートルの高水位であったという。

損害も大で新川町では流失家屋十六戸、秋山村種間寺の前でも二戸流れる。流死人も四人あった。内一人は内谷村で、田丁(広い田圃)で「流れ物を取り上げ居り候て」水死、またいま一人は弘岡下ノ村「根木谷にて流れ木拾い上げ居り候て溺死」という。生命を的に流れ来る木材、家具類を拾う。これは近代になっても行なわれた、まったく無惨というほかはない。同書には損害のまとまった記録として、弘岡下ノ村をあげている。全体が推察できよう。

一流死 二人、一流家 二軒、一潰家 三軒、一流死馬 八疋、一水入家 一三〇軒、一米麦糶穀濡傷 凡そ千石計、このほか新川川沿いの秋山村、甲殿村では田畑が広く荒廢した。とくに甲殿村では、「郷士島田幸之進領知、住吉の上みに凡そ壹町余もありたる由の処、漸々二、三反残り跡は淵に成る」惨害であった。

西分村	四〇俵の内三三俵
西諸木村	一二〃 一一〃
甲殿村	一二〃 一一〃
弘岡下ノ村	二三〃 二二〃
秋山村	(右同断位)

方、作配方の見分を受け、東諸木村はまず検見を受けたが、早くも第一回の納期九月十八日は来る。しかしながら米の品質も俵の仕成も悪く、藩役人はいずれも上表のように持参した年貢米を突返す。困却しきった庄屋たちは、御免方へ愁願を何と十度近くも提出する。その結果やっと十一月十六、七日に御免定一年貢決定がなされる。すなわち

御用捨免左の通り、尤も金馬(庄屋代役)覚えの儘記す。其の外村は覚えざるの由、

- 一 貳歩五厘 西分 一 四歩(四歩) 秋山
 - 一 貳歩 吉原 一 同 西諸木
 - 一 同し 長浜 一 五歩 弘岡下ノ村
 - 一 壹歩 内谷 一 六歩 甲殿
 - 一 壹歩 仁ノ村
- 東諸木検見は平等し貳そん余りの下りと承る。

近世後期の春野
右の五分の一―三の削減率は、水害の激甚さの差違を示し、新川川沿いの弘岡下、秋山、西諸木、甲殿が被害甚大となっている。この以前、年貢米納期十月は繰り延べとなり、十一月二十日である。洪水の片付け、見分、検見と仕事は遅れていたもので、納期は到底守れるものではない。



「平江新田損田割牒」
(春野町役場蔵)

困難はさらに別にあった。年貢米の品質であり、俵拵えである。そのほとんどが突返されたことは前述したが、よい米もよい藁もない。藩も事情止むをえないと判断、再度米質の検査をする。西分村の場合検査結果は、

出来成 一八四俵、 中米 一七〇俵、 下米 九九俵、 能米 一三〇俵、 反し 一九一俵
 (良)である。能米が一七パーセントでは手の施すすべもなかったであろう。したがって、西分村の十一月十六日までの上納結果、

俵数高千三百七十七俵
 一米五百五拾石八斗也
 俵数四百八十九俵
 内 俵数四百八十九俵
 百九拾五石六斗也
 残て 三百五拾五石式斗也 芻米。
 俵数 八百八十八俵
 四百三俵 出来成米
 三百式拾九俵 中米
 百五拾六俵 下米
 上納 西分村
 酉十一月十六日迄此の如し。

右のように芻米をついに藩が受け取ることになるが、庄屋の最後の抵抗、努力であって、西分庄屋代辻金馬名で、同月十八日に提出した書類には、「御貢物正米払に御庭出し仕り候内」の右の芻米―不足分を、そのままに受け取って貰いたいというのである。最後の断は十二月に入ったが、芻米の貢納は許可となる。すなわち廻文に

右村々当粒毛先達て時麥に付傷みに相成、米品宜しからず拵え方入念に候え共、右石數に相縮め上納に相成り申さず、当惑至極に付き、何卒名付米(芻米分)を以上納に相成候様達々願の趣、御詮義仰付けられ候処、重き御貢物米の義に候え共、外に能米これなき趣に付、格段の御詮義の上、右の通名付米を以上納仰付けられる筈に御聞届け仰付けられ候条、其の心得作配あるべく候以上。

異常の災害であったからといえるが、異常の中でもややともすれば無理押しをするのが体制である。その結果が一揆となる。藩が譲歩したのは正しい。もちろんその間における村々庄屋の団結と、粘り強い交渉は庄屋の役職から当然といえるが、ともすれば藩の側に立ち易い時、その姿勢にも評価が与えられよう。筆者はこの問題に多くの筆を割いたが、災害下の貢納の厳しさを理解して貰うためである。このような貢納と災害と、そして商品経済侵入下の農村の姿を次に示そう。

地主制進展 商品経済については後述するところであるが、年貢と災害の挟み撃ちは人びとを苦しめた。世に天災は人災という。自然の災害は時の政治によって軽くもなれば重くもなる。中国の古語に「苛政は虎よりも猛なり」「礼記」とあるのはよく知られている。藩政後期には天災と失政との重複によって、土佐藩各地には、生活に苦しむ多くの人の出たことが何回かあった。「郷士年譜」所収深瀬希三郎によれば(抄出)、

天明 四年	近年御國中困窮に付、
同 九〃	隣家困窮人等へ補ひ遣し、
寛政 二〃	近比凶年打続き困窮の節、
同 五〃	困窮人へ米穀を以救ひ遣し、
文化 元〃	弘岡村森山村御貢物難澁の節、

同一〃	地中困窮人へ補ひ方深切を尽し、
同一三〃	仁淀川洪水破損の節困窮人へ米穀を以救ひ遣し、
天保七―八〃	米穀不自由の場合困窮人へ米穀雜穀を以補ひ遣し、

天明と天保とは全国的にも飢饉があった。土佐も同様で、即餓人といって飢に類した人びとのあったことが報告されている。深瀬家の記録でもそのことが知られるが、驚くべきことには、文化年中にもこれに近い困窮した状況が展開する。同史料の伝える豊熟の年は実に文化九年（二八二）だけである。

こうした中で、すでに元禄―享保と田地を手放して小作となる農民は多かったが、この傾向はいよいよ強められる。とくに本田永代売りが罷り通るのが注意されよう。「野本家文書」に

本田譲り渡す書物の事

一地式拾代

私 扣(地)

代太米式石三斗六升也

松田徳兵衛 ㊦

右は私扣地にて御座候所、当御貢物未進に罷成り、其の上百姓役相勤め申さず迷惑仕り、払いの手立御座なく候所、今申の秋下より百姓役譲渡し、代米槌に請取り御供物未進方上納仕る処明日に御座候。向後の御貢物諸役諸払物共、其の方より未々御勤め田地支配成さるべく候。右田地何方の質物等にも入置き申さず、何等の相障り少しも御座なく候。則ち證拠人相立て御庄屋、年寄を以て御奥書、其の上御代官所様御證判成させられる上は、全く違乱少も御座なく候。仍て譲り證文件的の如し。

明和元年

甲殿村 売主 曾右衛門 ㊦

申閏十二月十日

同し 證拠人 文 作 ㊦

甲殿村 貞右衛門殿

右の通御貢物立てず其の上百姓役相勤めざるに付、譲り渡す処相違これなきに付、奥書件の如し。

同日

庄屋 茂 助 ㊦

老 勘右衛門 ㊦

右の「松田徳兵衛」は代官である。年数を書いてはいないが永代売りと思う。なお「百姓役」とあるのは、耕作と貢納を果す農民としての義務であって、田地を売っても盛控人―耕作権を保有して百姓役は保持できる仕組みであった。これは完全に農民が没落しないためであって、百姓役を持てば小作人となっても農民として待遇される。後の永小作に当るわけである。藩でも村方でも極力農民の減少することを避けて、このいわば制度が生まれたものである。田地割替制では、この百姓役を持つものが鬮を引く権利も持っていた。加治子米は反当二斗―四斗程度でもあり、農民の没落を防ぐのに一役果したと思われるが、右の史料は、そうした百姓役も完全に喪失しているのである。売主曾右衛門はどうなったのであろうか。日雇い層にと没落していったのであろうか。病弱のため親戚の厄介者となったかもわからない。

また「勝賀野完氏所蔵文書」には、

本田永代譲り渡す証文

一 田地五反也

弘岡下ノ村数々上知、但割地義作扣

代礼銀八十文錢三貫五百目也

右田地御公儀より御預り地にても御坐なく候。古来より扣来り居り申し候処、当御貢物未進仕り、払いの手段御坐なく候に付、貴様へ永代譲り渡し代錢槌かに受取り、御貢物未進方に上納仕る処実正に御坐候。然る上は右田地に懸る御貢物は申すに及ばず、諸公用諸懸り共貴様より障りなくお勤め払い、田地末々御支配成さるべく候。右により証拠人相立て所の庄屋、老衆中の御奥書加判請け、其の上御代官所様御証判成させられる上は、子々孫々に至る迄毛頭違乱申分御坐なく候。仍て後

日の為の田地永代譲り渡す証文の如し。
天保七申十二月十日

弘岡下ノ村 長次右衛門 殿
右上知本田五反何等の障りこれなく候条、御貢物諸役掛り物共類地並に払勤め、永代支配あるべく候。以上

田地譲り主 弘岡下ノ村 義 作 ㊦
証 拠 人 同 村 作右衛門 ㊦
弘岡下ノ村 庄屋 松井文五郎 ㊦
同 老 伝五郎 ㊦
同 佐左衛門 ㊦

前出売券との間には約七十年の時代変化がある。そのため売券に明瞭に「永代」と記したものであろうか。もちろん実質的にはまったく同様であって、この場合も百姓役を手放して完全に農民ではなくなる。ただし他の田地をまだ持っていたかも知れない。それにしても田地割替制も田地売買を制禦する力は少ないようである。売却地五反は「割地」とあるからである。この場合割地制は耕作権の保証にもなっていない。割替制下にも田地の売却は進んでいる。後述するところであるが、庄屋の監督下に各村には納所坐³があり、年貢の賦課徴収の事務をとった。地方巧者でも難渋する繁雑なものであったが、これは割替制のなかに地主小作関係が進み、さらに未進も増大したからであって、ついに庄屋の責任問題にもなってくる。

なお「春野町役場所蔵文書」に次の証文がある。

田地居屋しき宛り証文の事
北イヲキ壹反拾八代四分ノ内
一、本田四拾代也、御蔵入割地三圃に入る。

但右地長式拾五間、横南七間七寸、北八間壹尺式寸堀限、尤も圃の儀は軒限りの定め也。

御貢物太正米四斗八升也

右は此度私居屋しきに指問へ申し候に付、右田地願出で候処、願の通り御聞届け仰付けられ、有難き仕合せに存じ奉り候。扱又御貢物米は毎年十月限払い皆済仕るべく候。右に依り榷かなる請人相立て置き申し候、若し万一御貢物一粒にても相滞り候時は、請人より払かへ上納仕るべく候。尤も居屋舗早速御取上げ成され候ても、全く違乱毛頭御坐なく候。仍て後日の為めの田地居屋しき宛り証文の如し。

文化六己巳ノ年
十二月
秋山村 庄屋 甚之進 殿 田地当り主 仲 助 ㊦
同 村 老 本 八 殿 請 人 覚右衛門 ㊦
同 弥 平 殿 同 文 吉 ㊦
惣寄百姓衆中

右の「居屋しきに指問へ」る人とはどんな人であつたであろうか。次、三男が分家した場合であろうか。または小作、日雇いの人たちであろうか。これらの人たちのなかには没落したというよりは、前述家来から小作人さらに自作へと運命を拓いたものもあるであろう。そのほかの小作証文も同史料にはある。大綱は農民の分解―地主制進展とまとめることができるが、複雑に関係しながら在地は幕末に向って動いていく。そうして維新を迎えるのである。「野本家文書」には



「地方扣牒」
(野本英材氏蔵)

のである。「野本家文書」には
天明二寅歳
地方扣牒

正月吉日 野本氏

がある。これは同家が田地を買得した記録であって、これを整

〃	〃	安永二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三	九	〃	〃	八	六	六	五	四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇	一五	一〇年	〃	〃	永代	〃	〃	一五	七年	永代	一九	一九	一九	七	一〇年	〃
新	本	〇・〇五	本	〇・四七・三	新	〇・二五・〇	〃	〇・三三・一	本	新	〇・二八	〇・一六	一・〇〇	一・〇〇	〇・三三・五	〇・三八・
〇・二五	一・一五	〇・〇五	〇・四〇	〇・四七・三	〇・四七・四	〇・二五・〇	〃	〇・三三・一	〇・四二・四	〇・四二・四	〇・二八	〇・一六	一・〇〇	一・〇〇	〇・三三・五	〇・三八・
太	九・八六五	一・六五	一・二〇〇	一七・〇〇	太	七・〇〇	二・一〇	一三・三〇	太	太	一・一・五〇	七八〇七五	六・〇〇	八・七〇	太	二・一〇
五・〇〇	八六五	〇・一六	〇・七五	〇・〇〇	〇・二二五	〇・〇〇	〇・一〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・五〇	〇・六〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	〇・九〇	〇・一〇
〃	〃	〃	太	〃	〃	吉	〃	〃	〃	〃	太	太	太	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〇・七五	〃	〃	〇・五二八二	〃	〃	〃	〃	〇・六〇	〇・一五	〇・四〇	〃	〃	〃
同	甲	〃	〃	秋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	甲	〃	〃
殿	殿	〃	〃	山	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	殿	〃	〃

明和元	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九	〃	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二一	〇・三三・五	〇・〇〇	〇・一五・	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇	〇・一五・〇
太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太
三・五七	四・三三	四・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
諸	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
木	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

理して左の一覽表を作成したが、この記録は難解であって、十分信頼できる整理ではないかも知れないが、時代の趨勢は理解できるものと思われる。なお年代も筆者が整理して順序立てたものである。

同 八		〇・一二				東 諸 木
同 六	一九〃	本 二・〇〇	六石五〇	〇・三七五		
同 五	一九〃	〇・二六・三	錢 三七九匁二			
同 二	一五〃	一・〇一・一	錢 二・五七 一二〇匁		甲 殿	
天明元	五〃	〇・二五	錢 三〇〇匁	錢 三六匁		
〃	二年	〇・二八・四	太 七・五〇	太 〇・七五		
〃	九	〇・一四・二	太 三・六〇	太 〇・三六	秋 山	
〃	五	永代	本 四・〇〇	一・二・〇〇	太 〇・七五	
〃	一五年	二・〇〇	三・二〇	太 〇・二七		東 諸 木

正しい結果を得るには困難な表であるが、居村甲殿とその周辺の東、西諸木、秋山で田地を買得していること、加治子米―利米のこともある―が、罷通っていることなど、地主制が進んでいることがわかる。野本氏は後述如く四十石の自作をしていた。これは約一町余である。したがって、加治子目的に田地を買得するのは自然であろう。なお年期売りが多いのは注意される。藩政の終末まで、年期売りは永代売りに全面的に交代することはなかった。本田永代売買禁止はなお若干効力を持っていたものである。これは闡地制に基づく耕作権の保護があったからであろうか。前述と考え合せて理解できるようにである。なお右の史料にはたとえば、

安永三年より辰迄十ヶ年切屋敷分高四拾七代の内北のより、
免五ツ七歩 甲殿村 要兵衛
一新田式拾五代 証拠人 〇之丞
代太五石

宛石吉七斗五升

長浜御蔵入

申七月六日庄屋茂介、常八、銀丞、兼右衛門立相を以検地せしむ。惣長四十六間式尺五寸、横六間四寸、ソリクボ共、百六十四坪三合。

二十五代は百五十坪であるが、検地して十四坪三合一割の打出しを行なう。地主が闡地を買得する時は、しばしば納所坐任せて地坪に関係なく、加治子の高で買うこともあるが、このように実際に庄屋、百姓立会いで竿を入れて地坪を確実に把握することもある。これは地租改正後一般化する。地主制進展の証拠であって、同史料にはほかにこの種の記事がある。

庄屋の任免、転任 庄屋の職掌は前述したように、年貢、夫役の賦課徴収と、村落生活の安定にまともなことができるが、重い貢租と天災、それに商品経済のなかで、農民の貧富分解が進むとき、庄屋は村落生活の中心として、村落施政に多くの困難を生じることになる。藩政の矛盾は集中的に庄屋の村落施政に露呈するからである。幕末も近い文久元年（一八六一）の「職掌廉書差出控」「北川家文書」によれば、その複雑化した職掌を、はたして何人の庄屋が完全に勤めることができたのであろうかと思われるものである。たとえば年貢関係だけでも、

- 一、本田地押并びに地引取扱い
- 一、同御免方取扱い
- 一、損田時々取扱い
- 一、新開地取扱い
- 一、御貢物米盛引合せ
- 一、同代官方土免指出しの事
- 一、田銀諸成御算用取扱い

一、検見取扱い
 一、新田検地の事
 一、本田売買並びに質田取扱い、
 一、江戸年季夫取扱い
 一、御普請御割付人夫出夫作配取扱い、
 一、田役御普請場所見改め、並びに仕成木道具人夫召仕い等作配の事、
 多くの人びとは夫役を嫌ったので、右条項の実施はきわめて困難であった。そこで庄屋の監督下に左に記する納所坐(場)が置かれ、年貢夫役の割付、徴収のほか、村民の生活をその時代なりに守るため、中用(地下用)として共同体的な業務を行なう。同史料には納所場^(坐)について、「御貢物」「田銀」「諸給諸補米并諸雑費」「御普請出夫」「送夫」「田役」等御用―納所場本来の割付徴収業務のほかに、村民の相互扶助のための

一、中用銀。米入用の時々、庄屋、老作配を以、納所場におゐて中用帳面に付記し、納所場手形庄屋、老証判の上、兼て差備えこれある中用達の者より出し置かせ、年中入詰め右算用を遂げ、委細帳面地下人共へ精々披見致させ、納得連判。仕らせ候様に取扱いの事。

右の中用業務こそ近代の地方自治の起源に連なるものと思われるが、その費用について、村民の厳しい目が注がれている。これは庄屋らが私曲を行なうのではないかとの疑いのあったことを示し、村落施政の困難さが知られるが、反面人びとの自覚の高まりと見ることもできる。このように御用と地下用の両道を両立させることが庄屋職に対する要請であった。

高知県立図書館には「道番庄屋根居」という相当尠大な史料がある。明治三年(一八七〇) 庄屋職廃止まで続

いた庄屋の家の年譜書を、各郡別にまとめたもので、「郷士年譜」に対比される貴重なものである。以下この史料によって藩政後期以後の庄屋の動きと村方の動揺について考えることにするが、まず春野町関係の庄屋をまとめ要約して左表とした。

春野町関係年代別庄屋任用一覧「道番庄屋根居」

年 代	人 数	内 訳			
		譲 受	新 規	郷士出身	村役人出身
一六〇一―一六五〇	四人	不明	〃	〃	〃
一六五〇―一七〇〇	三人	不明	〃	〃	〃
一七〇〇―一七五〇	七人	四	三	一	不明
一七五〇―一八〇〇	八人	三	五	三	四
一八〇〇―一八六八	九人	〇	九	三	五

合計三十一家の庄屋中、七十七パーセント以上の二十四家が元禄以後、とくに半数以上の十七家は宝暦以後庄屋に任命されたのであって、その以前の庄屋はいずれも没落したということが出来る。前記複雑な村落施政は、伝統的な家柄によって完全に遂行できるものではない。庄屋は総領に書算を教え、早くより父子勤として実務をこれに授け、また代役として責任も負わせて、家格の維持、家職の保持を懸念に努力しているが、前表はその困難を示すものである。

さらに藩は、地方施政が庄屋の力に負うことすこぶる大であることを考え、これに監督指導を厳しくし、あるいは帯刀御免、苗字御免、御目見御免として士格に準ずる地位を与え、また褒賞として褒辞、酒、米等を与える

とともに、失策—ほとんど免れなかった—に対してはあるいは追込み、呵込みとして数日間藩吏の監督の下に謹慎させる。また藩庁に呼び出して訓戒する。もちろん庄屋職召放ち(罷免)もあった。一覧表に示された任用の庄屋は、いずれもしばしば召放たれた後役補充の結果である。

そうした賞罰のなかで、近代的な傾向の現われと見られる庄屋の転任があった。本来庄屋はその村の生え抜きとして、村民と祖先を同じくし、共同体の中心としての絆の強いものであったが、今やそうした伝統は破られ、庄屋は藩の下級役人として容赦のない転任が強制される。本来富農であった庄屋としては、生活の基盤に影響する問題であり、庄屋の間に藩政に不満を生じさせることにもなるが、庄屋は給田を与えられたうえ、門役として村民一戸から米三升を取り立てることができ、また役職に対する種々の給付があったので、たとえば甲殿村庄屋野本氏「年譜書」(野本喜良氏蔵)には、

一米拾七石。七石。七斗六升。壹合七勺 甲殿村庄屋所務米

内六百三拾八匁分八厘(銭納)

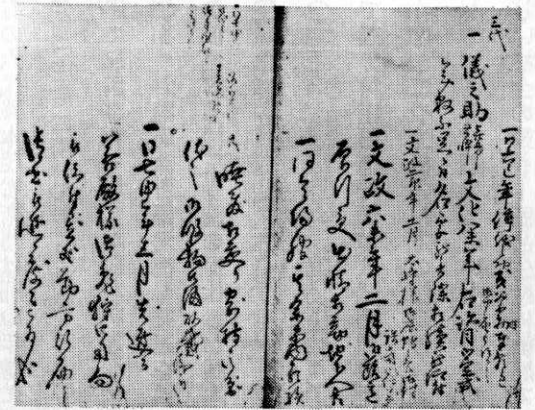
外に芘石式斗也 内所務

なおこのほかに、甲殿村の湊掘明作配についての役料米年に八斗があったので、甲殿村庄屋は合計約二十石の米の収入があった。これは小村の場合である。他の村々ではまず三十石—五十石相当であったので、庄屋は転任しても役職遂行には不都合がないばかりでなく、いわゆる栄転の場合も自然であったので、それによって激励される面もないとはいえない。「道番庄屋根居」によれば、転任を「所替」と呼んだのであって、その所替についてはかみならず二通りの但し書がつく。一つは「爾来御用方異儀無く出精に相勤める訳を以て」とある栄転の分である。他は「爾来の勤口詮義の上」とある左遷の引導である。抽象的な文言であって、その具体的な点は前後の関係を

見なければよくわからないが、とにかく時代めいた文言であって、この短い言葉に振り廻された、庄屋の悲喜交々の姿が目につぶようである。かくて春野地方十三カ村のなかで、近世庄屋の伝統をほぼ守り通したのは、わずかに甲殿村の野本氏だけとなる。野本氏の年譜を略示すれば

初代	野本茂右衛門	二代	茂右衛門	三代	茂右衛門	四代	助	五代	茂右衛門
正保二—天和二	天和二—享保二	享保一—三	宝曆二	宝曆二—寛政元	寛政二—文化五				
六代	茂右衛門	七代	茂之助	八代	寅之進				
同	文化五—弘化元	同	弘化元—安政三	同	安政五—慶応二				

右の六代野本茂右衛門は別の年譜によれば、天保三年(一八三三)から同六年(一八三五)まで、土佐郡神田村(高知市)庄屋に所替となり勤務しているので、野本氏さえも甲殿村を離れている。また内谷庄屋山本氏は入国直後庄屋に起用され、代を重ねたが、第五代山本森丞は、寛政元年(一七八九)ついに長岡郡西野地村(南国市)に所替となる。山本氏は所替後も家運を維持して、維新を迎えるが、これは稀有な例である。なお文政二年(一八一九)から、内谷村庄屋を勤仕した岡本氏も入国期以来の庄屋であって、新しい時代に適応した庄屋として布師田村(高知市)—高岡村(土佐市)—大桶村(南国市)—秋丸村(窪川町)—仁井田郷(窪川町)—円行寺村(高知市)—出間岩戸村(土佐市)—内谷村—中嶋村(土佐市)—西諸木村—土佐山郷(村)と転任又転任であり、内七代専八のごときは一代で五カ村庄屋を歴任する。その他西分村庄屋辻氏、西諸木村ついで吉原村庄屋下村氏も在地性が強かったが、多くはもはや先祖と村方の結び付きよりも、庄屋の力量才覚に負うという、いわば官僚的庄屋となったことを示すものである。近代も近いものと云えようか。もっともこれらの庄屋はしたがって知恵才覚が必要であり、自然新しい社会の動き—商品生産に敏感でなければならぬ。かくて多くの新規庄屋あるいは譲受庄屋は、財をなし



「道番庄屋根居」所収辻氏（高知県立図書館蔵）

た富農層に出自を持つものであって、前表に村役人―老出身の多いのはこれを語る。庄屋の下僚として老となり、実務を積んでついに庄屋に任用されるわけである。また商品生産に対する理解がなければ、分解の激化する農村にあって、納所坐を監督指導することは到底不可能なことであった。しかしながら、庄屋が納所坐を通じて商品経済に関係することは、別の困難な問題を生じやすい。多くの借財が生まれる危険があったほか、その収支計算について村民の疑惑を生む。かくてかえってそのことが、庄屋の没落あるいは左遷への道に通じることがある。有能の庄屋でもそうである。ましてそれほど才能もない庄屋には困難な道であった。以下「道番庄屋根居」を史料として、十八世紀中ごろ以後の、土佐藩および春野地方の村々の姿をとらえ、その中で悪戦苦闘した人びとの姿を追うことにしよう。

村の生活の動揺 「道番庄屋根居」によれば、西諸木村庄屋を勤仕した岡本新三郎は、安政三年（一八五六）次のように藩より表彰される。

（性） 生質実貞堅固にて、御用方地下用共出精致し、地下中用銀米費用の廉々改正致し、諸入目減に相成り、地下人共為に相成るを以て一同帰服致し、のみならず去る寅の年大麥以来米錢不融通に付き、御貢物払い難渋の者共これある処、種々世話を以て上納致させ、其餘地下入組等懇ろに取扱ひ、彼是作配方届き寄特の訳を以て、御吸物御酒頂戴これを仰付けらる。

また同史料には西畑村老出身で、久しく西畑村庄屋を勤めた岩本氏の四代五郎右衛門は、後香美郡富家村（野市町）あるいは森山村庄屋等を勤仕したが、文政七年（一八二四）つぎのように表彰される。

役前心得方宜しく、既に去未春日日照打続き、苗床干魃に及び百姓共出夫を以て荷ない水等いたす節、数日の間昼夜共立廻り世話方致し、小百姓共扶持米難儀いたし候者えは、飯米等相与へ取続かせ、且当年御貢物立の内、八歩正米御蔵払い米拵え俵仕成等宜しく先達て相濟させ、其餘平常御用方取扱ひ宜しく地下人共帰服致させ候段、畢竟当御切替の御趣意厚く引受け出精相勤め、これにより御褒詞の上、御吸物御酒頂戴これを仰付けらる。

また同史料には、後に慶応三年（一八六七）甲殿村庄屋に転勤してきた吉本氏の四代寅弥太についても、同様慶応二年（一八六六）に、

平常心得方宜しく、御用方、地下用共諸事嚴重に取扱ひ、入組等これある節は穩に申論し内治致させ、のみならず地下人等農業怠らざる様自分先に立ち導き方致し、惣て費用これなきよう心を付け深切に世話方届き、將又諸公用米取立の節難渋の者共えは、自分給料の内を以て融通致し当難相凌がせ、地下人共為に相成り一同帰服せしめ、其他家内類族隣家共睦敷相交り（略）。

以上三つの史料から、庄屋支配が村民の帰服―信頼によらなければ不可能であったことを示し、これらは前述したように年貢、夫役、天災、商品流通の中での村の動揺の結果であった。家柄に安座した伝統的庄屋の心情では、到底対処できないものであったが、反面社会は大きく近代へ向っていたとも云えるのであって、発想の転換が有能の庄屋によって行なわれたが、根本的には体制の変革が求められよう。

こうした社会状態から、年貢定期完納はいよいよ困難になる。同史料の中山雄蔵は、弘岡上ノ村庄屋役から後岩村郷（南国市）に所替となったが、その履歴に岩村郷は「御貢物御算用方是迄愁願がましき儀申出ず、他村に勝れ年々前弘く始末を遂げ候段、当然の儀とは申乍ら、惣分御慈悲の御詮義振りに安じ、御作法の儀は忘却同様の村

方も少なからず候所、右等流弊の時風」とあり、貢納に愁願等の一般に多かつたことがわかる。このように年貢に難渋する原因には、同じ中山雄蔵に岩村郷堀内村では「数年扣地他村え宛上げ致し、過分に御蔵払い致させ自身の御貢物相償い罷在る子細に付」とあって、地主制の進展に伴う加治子による収奪の現象がある。また同史料の前田喜作は、秋山村庄屋勤役中の文政十一年（一八二八）、「御免方において今秋粒毛損毛に付き検見願出で、不行届容易の儀に付き旅宿において三日追込」の処罰を受けている。地主制下に損毛となれば、小作人はたちまち生活に困る。庄屋が検見を願出るのは、自然ではなからうか。村民の支持を得なければならぬからである。ところで年貢の計算も厄介であった。藩は財政難打開のため借知・知行削減、あるいは出米・年貢増徴を強要して財政収入の増大を図ったが、その最終計算は庄屋・納所坐の責任であった。同史料吉村儀八は、弘岡上ノ村庄屋を勤仕した安政四年（一八五七）つぎのように処罰された。

支配村給人式拾歩。米御算用日限切に相成り、詮義を遂げ郷中に於て非常出来、右御用に取紛れ計らずも日限切に相成、達々恐入り申出で候。然るに右等御用繁とは申乍ら、重き御算用の儀に付幾重も取計い方これあるべき筈の処、件の次第不念の至りこれにより旅宿において御呵込（略）。

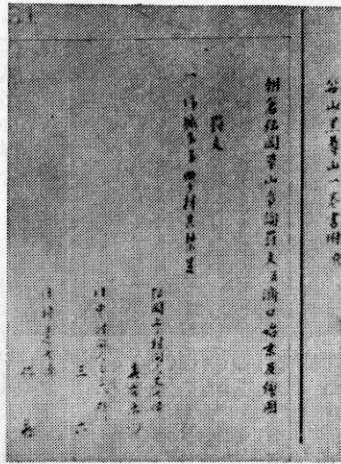
内容はよくわからないが、非常出来とは村民が騒ぎ立ち村内が激動したことである。二十分の一の出米を強要されたことに不満を持ったからではなからうか。文政六年（一八二三）に高岡郡下分郷（須崎市）の農民が、同十二年（一八二九）土佐郡森郷（土佐町）農民が直訴を企て阻止される事件もあった。

庄屋と村民を苦しめたものに夫役がまたあった。仁淀川尻の水害地であった春野地方には、夫役過分に苦しんだ事例が多い。まず同史料前述吉村儀八は、弘岡上ノ村庄屋勤役中、安政地震以来の復旧作業のため「諸処御普請割付夫を以て召遣われる分、古来稀なる儀にて、右取扱方仰付け置かれる処、御趣意厚く引受け精励致すよ

り、此節夫々算用済みに相成る趣」と褒賞されたが、古来稀なる夫役を勤める人びとは、農作業、作間余業と矛盾する場合が多い。これを地高に按分して公平に賦課することの困難が理解されるとともに、そうした夫役の負担に一般の人の苦しんだことがわかる。また少し前の寛政四年（一七九二）弘岡中ノ村庄屋森本儀助は、「支配村田役御普請所等年々外村に勝れ堅固に出来、実は地石作配方宜しく行届き」と褒められたが、地石作配方は厄介な計算であったが、村人も目を光らせていたものである。後慶応三年（一八六七）に弘岡中ノ村庄屋となった岡崎紋五郎については「東西郷中并びに御城下廻り諸所御請望御割付夫を以て召遣れる分、去ル寅年（安政地震）以来年々差引等閑に相成り候処、右算立の儀は別して相混じ当時仕解の期も相見え、其のまま差置かれ候ては郷中迷惑少なからず」とあるが、夫役の不評判に藩は、農村に居住する小作、日雇いの人たちを募って望割付夫として、賃金を払ったが、もちろんこの賃金はまた地石に按分される。その差引計算・算立の厄介なことは言語に絶したものである。夫役制度はもはや実際には維持できない段階であった。送夫とても同様である。

こうした村落生活の動揺の中で、藩は厳しく村民を統制しようとし、微罪を理由に、あるいは追放と称してたとえば幡多郡、安芸郡等の村々に追放人を送り込む。彼らは多くは飢に苦しんで盗みを働く。また故郷忘れがたく立帰りが再び捕まる。こうしていつ果てるともない追放人の生活を続けて死失する。春野地方で安芸郡野根村（東洋町）に追放された例がある。「北川家文書」。また禁足といって居村からの外出禁止、とくに城下町に出ることを禁止する。したがって庄屋は、類族及び五人組に監視を命ずる。労働に忙しい者が監視を十分できるはずはない。禁足者は村内を往来して又罪を重ねる。当時の罪刑には見せしめの意味が強かったので、ほとんど悔悟還善の機会は与えられずに落伍して行ったものである。結局は類族の厄介者として始末される。

こうした暗い村落生活に、人びとは楽しみを求めて社寺の祭礼はさかんであったが、これについて同史料宮地



「朝倉弘岡草山争論罰文等」
(土佐国群書類従)

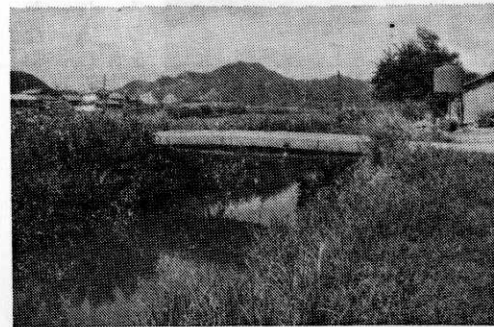
く、地下人で最重刑は朝倉村二人が七日間入牢、弘岡三カ村の十
三人は、城下町および居村周辺の禁足等であった。なお当時の規
則として騒動関係の村民全体も呵捨てになっている。ところが弘
岡三カ村の庄屋と弘岡上ノ村の老は三日間追込としてやや重く、
とくに弘岡下ノ村庄屋田宮氏は翌年「勤口御詮義の上」と左遷と
なる。朝倉村庄屋後見と老とは呵捨てであったが、庄屋に対して
処罰が厳しく、その責任が追及されたと見ることが出来る。もっ

させたからであろう。「土佐国群書類従九五」にその経過と処罰について詳細である。すなわち朝倉村（高知市）
にあった弘岡三カ村入会の肥草山を、所林に仕立てようとする計画が同村に起こったのが始まりで、これより対
立口論となる。両村地下役の指示にも従わず、たがいに願書を提出して対立が深まり、ついに弘岡三カ村民は、
今六月五日数拾人示合せ朝倉村。菟草に罷越し候処、右村制度場所へも菟込み候より、地下の者共見咎め差留め候より口論申
募り、猶又両村の者共相集り杖、棒等を以て打擲致し合ひ候場合、弘岡村弥平俣貞儀打伏せられ候より、右村数人の者共
持合せ候鎌を以て、朝倉村百姓宇右衛門同村同右衛門両人の者共少々疵付け候処、相手は相分らず右喧嘩の義双方引分と
いえども、其の場所相退き候より数拾人相加わり、其の節地下役共立越し、屹度示方いたし諭し方に相及ぶ処、一同承知せ
しめず時刻移り候処、追々本郷基居村のごとく引退き候段（下略）。

（橋本）勇兵衛の項には、高岡村（土佐市）で「古式拍子踊興行致したき旨自分手前へ申出づるより、其の旨願出で
候処、御詮義の上日中御聞届けに相成る処、廿二日雨天に付き、廿四日一日業前に及ぶと雖も手残りに相成るよ
り、再日執りを以て興行の儀申出るに付き、同断願出る処御詮義に及ばれざるを以て、右等決して相成らざる旨
申聞けこれある所、同廿五日の夜数人示合せ押して狂言に紛らわしき仕業に及び、追て彼等御作配掛に相成
る」事件のあったことを伝える。安政四年（一八五七）のことであった。山内容堂と吉田東洋が安政改革を断行
し、藩政緊張の時態ではあったが、昼間はよいが夜分はいけない。雨天でできなくてもそれ以上日延べは許さな
いと、消極的な態度は、やはり祭を機会に平素のちよりの爆発を恐れたからであろうか。
ここで肥草山争論に触れることにしよう。自給肥料として絶対に必要な肥草山には、近世を通じて入会権が認
められ、農業経営が保証されていたが、新田開発の進行とともに肥草山は減少する。そのため地元と入会を許さ
れた他村との間に悶着が起きる。同史料から左の一覧表を作った。

文化一	新居、西畑間（境界争いであったが、問題は新田開発、肥草と関係する）
同 一四	朝倉、弘岡三カ村間
文政 二	谷地、日下間
同 三	波川、横間
同 一三	土佐山、地頭分間

同様の事件は他にも少なからずあったことであろう。水と草とは封建農業の車の両輪であったからである。うち
文化十四年（一八一七）の分についてはかなりの史料が残されているうえ、地元には伝誦もある。人びとを痛憤



好 橋 (弘岡中・現在)

とも入会権は改めて藩より確認され、その境界も明示される。文政元年(一八一八)のことであった。この裁定には村民も納得したとある。庄屋の制止を村民が聞かなかったこと、あるいはその裁定に村民の納得を明示したことなど、この争論によって時代の推移、とくに当時の村落生活の動きを知ることが出来るものである。

よし(好)橋 こうした時代の推移の中で、農村に住みながら土地を与えられず、激しい差別に苦しんだ同和地区の人びとが、次第にその力を強めていったことは注意される。長吏を中心に宿神―氏神の信仰による団結と、さらに元禄時代初代教徳和尚の教徳堂による、真宗―一向宗への帰依によって、信者としての自信も大きく影響したものである。巨費を投じ、それこそ歯を

食いしばって堂舎を建立して団結を示す。もちろん祭礼も美々しく盛大に行なわれ、藩は驚き、所によっては制限を加えようとしたほどである。とくに、地区の人たちに城下町掃除を奉仕することに対する反対給付として、「郷株」「弘岡志企」が与えられ、土佐藩で米五石を約二十五の地区の人たちに与えたが、そのうち米二斗が支給になる。この郷株がまた人びとの大きな誇りであった。藩庁との直接の繋りが物を言う時代であったからである。

同史料によれば、南部に下右衛門という人がでて、人びとの便利のためにと橋を架けた。人びとはその喜びを示して下右衛門橋と通称する。ところがたまたま延享二年(一七四九)土佐郡鴨部村(高知市)から転任して来た庄屋森本下右衛門は、この橋の名を喜ばない。人びとは下右衛門の妻のおよしをとって、よし(好)橋と呼ぶことになったが、なお相変らずひそかに下右衛門橋と呼ぶ。この伝説は時代的にも大きな意味を持っている。この時

点から、同和地区の人びとの自信と力が増大するからである。

しかしながら土地のない人びとの生活は苦しい。手工業品といっても買い叩かれる安い値段である。どんなに働いても生活は楽にならない。一般の人びとでも飢饉の中では即餓人の出る時代であった。人びとは、その勤勉と忍耐を評価されてまず農業労働の日雇いになる。それもたいてい前貸の形で一日米五合たらずの安い賃銀であった。しかしながら、またこれは困った時の借金の便宜もあった。借金の利息は高いが、これで命をつなぐこともある。さらに稲刈や脱穀に請負いで働くこともある。田の草取りも同様である。こうしてやがて信用を得て小作人になる。近世末には日雇いから小作人へと地位を向上させる。中には次第に自分の田地を持つものもできる。どのような激しい差別にも、勤労と団結は打勝っていく。明治四年(二八七二)の部落解放令への準備は、着々とできていたものである。伝説によれば「深瀬金持、大城地持」と対比されて近代地主への道を歩むものもできてくる。

もっとも実力の増大は差別に対する不満に連なる。不当な差別に対する怒りもこの時点から強くなる。藩ではこの動きを見て、改めて身分制強化のために、実情を報告させるとともに、服装、態度、住居等に厳しく干渉する。庄屋もとくに、帯刀御免を願い出て人びとに威圧を加えようとする「道番庄屋根居」。まだまだ夜明けはほど遠い差別の情勢であったといえよう。

譲受(請) 郷士の活動

深瀬氏の場合 すでに近世中期末、甲殿村に譲受郷士として島田一族の繁栄のあったことを見たが、本格的な

讓受郷士の成長、活動は主として藩政後期以後である。いま「郷士年譜」高知県立図書館蔵から、春野地方にかつて在住した郷士二十一家を抽出して、左の一覧表を作製して、その大観を得たものである。

春野地方在住郷士総数	兼山取立郷士	讓受其他の郷士
一一一	一	一一〇

兼山取立の郷士は約一千名(家)であつて、以後藩は幕末に近い時点まで積極的に郷士を新規に起用する事が少なかった。没落する初期郷士から、家格と領知とを買得するいわゆる讓受郷士が支配的となるのであつて、右の表はそれを示すものである。以下これら藩政後期の郷士を代表する讓受郷士のうち、深瀬氏と島村氏について、やや詳細に説明して、郷士全体について考えることにしよう。

富農深瀬氏が、弘岡の沃野を背景にして富を蓄積し、藩の用金関係に活躍したことについては、すでに「郷士年譜」所収史料によって詳細に前述したが、なぜか深瀬氏はようにに郷士への道は歩まなかつた。深瀬氏一族から讓受郷士が出るのはようやく天明四年(一七八四)であつた。以後左表の示すように新規郷士(本家)を含んで六家の郷士が生まれる。

初代郷士氏名	讓受年次	備考
深瀬 鍛冶介	天明四年(一七八四)	讓渡者不明
同 栄 吾	寛政三〇(一七九二)	前田治平より讓受
同 泰 吾	文政二〇(一八一九)	前田与八郎 同右
同 堅 吾	同 六〇(一八三三)	田所久之進 同右

同 亀五郎	同 一二〇(一八二九)	堀田助十郎 同右
同 希三郎	天保一〇〇(一八三九)	新規郷士

右の深瀬希三郎は本家である。本家が最後に郷士となつてゐることは不思議であるが、ともかく一家より六家の郷士が出たことは稀有である。深瀬氏の繁栄が知られるところである。

ところで深瀬氏本家も今は故郷を後にして、その居宅跡も田園に立歸つてゐる。したがつて史料の伝えるものがない。しかしながら分家の前表栄吾の系統に深瀬寛水氏(弘岡上)があり、同家にかなり豊富な史料を伝えている。それにしたがつて讓受郷士深瀬氏の生態を述べることにする。讓受郷士はまず富農であつた。そのため居住地付近村落で相当の百姓地を所有する。百姓地であるからもちろん年貢等諸役を藩に納める立前である。同家所蔵の明治初年の地租改正による地券によれば、左表のように地所を所有していたが、これは藩政時代以来同家の所有にかかるとのである。

村名	田	畑	宅地	山林	備考
上ノ村	一町六反七畝	四反一畝	三反四畝	〇反〇畝	
中ノ村	一・六・七・	〇・七・	一・六・	二・二・	
下ノ村	二・〇・六・	二・〇・	一・三・	〇・一・	
合計	五・三・九・	六・九・	六・四・	二・三・	総計六町九反五畝

(近森謙郎氏集計)

これによって同家が富農であつたことがわかるが、なお讓受郷士は遠隔地で領地を買得してゐる。これは郷士と

いう家格を取得するためである。同家はまず領知として現窪川町方面の「高岡西郡仁井田郷加江坂本村地七石五斗斗升」[「深瀬家文書」を前田治平より買得した後、さらに多くの領知を買い加えて、ついに

覚

一、領知七拾石。七斗。六升。三合也

物成米九石式斗九升壹合

深瀬久右衛門跡目

深瀬彦太郎

右久右衛門儀去る十一日病死致し、右に依り遺職並びに領知共実子彦太郎え相続仰付けられ度、尤も彦太郎儀同年五拾歳に罷成り願ひ奉るの通り仰付けられ度、

右久右衛門

後家願御奉行中え相達し願の通相済み候。以上

慶応元丑年十二月廿八日

市川弥平判

山田儀平

居合せずに付無判

横山左平次殿

「深瀬家文書」

このように領知も「七拾石石」―七町一反となっている。なお右の領知の物成米はわずかに九石三斗弱であったので、免は一ツ三分（一反に一斗三升）にしか当たらないが、場合によっては加治子も収得したので、物成米だけの収入とは思われないものである（前述）。

なお久右衛門は舍弟堅吾を譲受郷士とするために、高岡郡高岡村（土佐市）の郷士田所久之進と左の約束をする。「深瀬家文書」文政六年（一八二二）に、

郷士職分領知共内約申合書

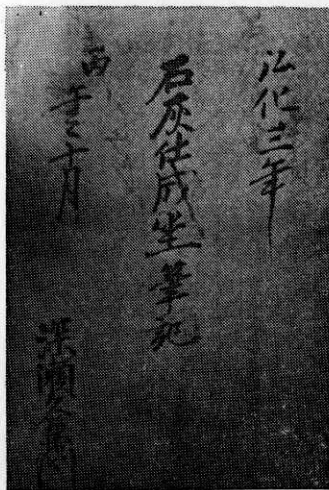
一、領知地式拾七石壹斗四升

物成米九石壹升 神文采

ところがこの領知内には「石灰釜 壹床」あり、その仕成灰が実は買得の重要な動機であったようである。後述産業の所で触れるが、当時石灰は建築資材のほかに、稲作の肥料として重要な意味を持ってきたのであって、土佐各地に石灰焼⁶がさかんとする。これに着目した深瀬久右衛門は、石灰焼にいわば投資したのであって、百姓名儀で間接的に経営し、一俵に付幾何と定めた一種の口銭を徴収するが、仕成^{なま}竈等の建設には出資しているの、これは一種の地主経営であって、石灰仕成人は田地における小作人と同様の立場にあったと考えられる。同文書によれば、一竈について一日一夜で約三十余俵生産されたので、年産四千俵となる。一俵銀一分として四百匁となる勘定であって、このような竈がいくつあったので、その収入は銀一貫五百匁以上にも達する。米にして約二十石、物成米の倍の実収入となるのであって、その点に深瀬久右衛門が注目したことは、商品生産に対して敏感であった譲受郷士の一面を示すものとして注意されよう。

ここで、富農が郷士身分を取得することに熱心であった契

機の一つとして、農民の自覚に注意しなければならぬのは、実は深瀬久右衛門が弟堅吾のため買得した領知山の石灰竈について、石灰焼仕成に従事していた人たちと悶着が起ったことである。深瀬氏にとって石灰焼が有利なれば、仕成人にとっても同様である。仕成に従事した農民は、漸次その竈



「石灰仕成座筆記」
(深瀬寛水氏蔵)

について実際のな権利を持つことになる。同文書によれば、田所久之進はこれら仕成人から若干の金銭を得て、その権利を認めたようである。ところが久之進が売却する段となった時、そうした権利を抹殺して売るのが当時仕来りである。そこで久之進は「此度本錢を以て請返させ呉れ候えば自分宜しき儀」と組頭から談じ込む。うっかり納得した仕成人たちは、考えてみると大損になる。そこで彼らは言を左右に、地下役の説得にも応じないで本錢の受取りを拒否するが、結局藩命を受けた役人から「御作配に相成り口書等召置かれ」て敗北する。「心得違いを以て過当」の要求をしたものと平身抵当で、やっと仕成人―小作人の地位を守る。藩は恐しく、そして末端ながら武士に連なる郷士の脅しは利いたのであって、富農が争って譲受郷士となった事情は、ここにあったのではなからうか。つぎの「深瀬家文書」は、その結末に満足した深瀬久右衛門の心中を読むことができる。すなわち

覚

一、拙者天崎領知の内石灰焼仕成床へ宛て候土地、灰仕成土取場共一切、貢物として仕成灰一俵に付八錢壹厘允宛並びに石灰株此の度百姓役共永代譲り受け候処、右仕成方引受け札錢、仕成灰一俵に付き八錢九厘允、て仕成灰一俵に付き八錢壹分允、壹ヶ年分相束ね払出る筈、尤も七月と十二月廿五日と両度に払出し申す筈。右百姓役並びに灰仕成引受け等永代其方共え宛付け候所実正に候。以後脇々より如何様の義申来り候共、右人数の外へは宛替え致すまじく候。万一石灰株他へ譲り候共、右人数百姓其儘譲り致すべく候、共の節違乱がましき義これあり候時は、此の覚書を以て申出ずべく候。宛て付覚書渡置く上は後日に違乱これなく候。尤も此方へ受取り置き候廉々仕末、聊かにても相違これあるか、過当の義これある時は、早速百姓役仕成引受け等取上る筈に付、仍て百姓役石灰仕成方永代宛て覚書件の如し。

文政八年酉ノ七月二日

深瀬久右衛門 判

高岡村組頭 安右衛門 殿

同村 百姓 宇治蔵 殿

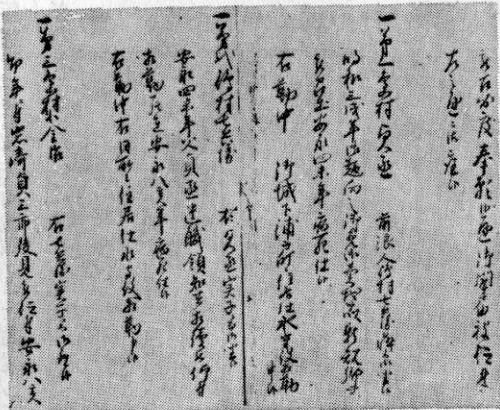
貞右衛門 殿

友之丞 殿

安之丞 殿

常右衛門 殿

右によると、仕成人の負担は石灰一俵に付き八錢壹厘允が、壹分允と十倍になっているが、これは久之進から本錢を受取ったからであって、その分もとより久之進は深瀬久右衛門より支払を受けたのであろう。仕成人が納得しなかったのはこの点である。深瀬久右衛門としては壹厘を壹分に引上げた上は、仕成人たちに引続き焼いて貰うにこしたことはない。かくてこのような約束となったのではなからうか。いかにも「永代其方共え宛付け」とか、売買其の他で悶着が

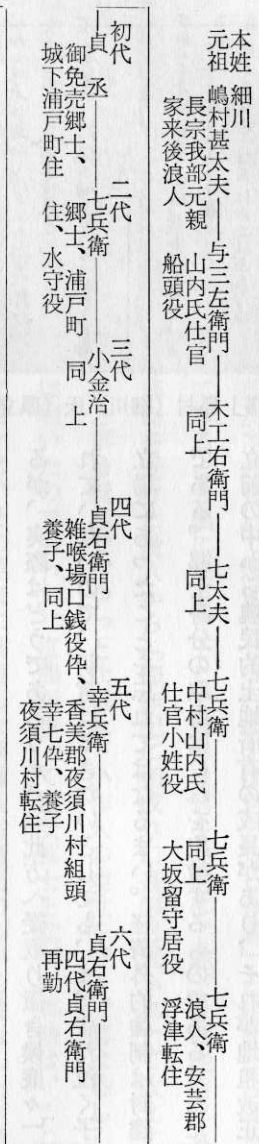


「郷士年譜」島村 (細川) 氏 (島立図書館蔵)

起った時は「此の覚書を以て申出ずべく」と美辞麗句は並べられているが、実際はどうであろうか。「此方へ受取り置き候廉々」が伝えられていないので、明言はできないとしても、まだまだ泣く子と地頭の立場にあったことを忘れてはなるまい。経済外的強制は封建制の立前である。郷士身分の取得はこれを象徴するものである。ただそうした立前の中から農民的土地所有の成長があり、それが地租改正での問題となることは考えられよう。

島村 (細川) 氏の場合 高知市民図書館蔵「細川家文書」と「郷士

年譜」高知県立図書館蔵とを勘案して、島村氏の場合を考えてみよう。「郷士年譜」によれば、島村氏の系譜はつぎのようである。



同史料には「先祖代々年曆等諸事不詳」と書いているので、全面的な信頼はできないが、長宗我部氏の旧臣とあれば、いわゆる一領具足出身郷士といえるが、その運命にはなほだ曲折がある。山内氏ついで分家支藩中村山内氏に仕えた後ふたたび浪人する。その後転住を重ねて城下に出て御免売郷士として新規に召し出される。御免売りとは藩が新田蔵入地の一部をさいて、その年貢―物成徴収権を売却し、買得したものを郷士にするのであって、記録の上では明和三年(一七六六)と幕末にあった。その間の事情も明らかでないが、郷士起用の一つの型である。島村氏は城下浦戸町に出て産をなし、郷士になる機会をつかんだのであろう。

「細川家文書」によれば、明和六年(一七六九)、香美郡夜須川村(夜須町)で「領知八反八代五歩」を、初代貞丞が買得している。御免売によって郷士身分を取得するとともに、領知をさらに買い加えたものである。以後島

村氏は夜須川村の領知経営に熱心で、五代幸兵衛は夜須川村組頭の倅であり、ついに一時夜須川村に転住する。ここで島村氏の譲受郷士の性格は強化され、ついに七代太平は秋山村組頭の弟から出る。実際には、郷士島村貞右衛門の家格と領知を富農出身の島村太平が譲受けたのであって、先祖の複雑な性格は一変して、この時点から一般的な譲受郷士となったものである。

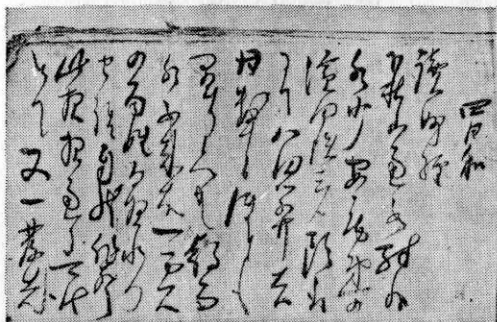
「細川家文書」によれば、郷士島村氏は左表のように領知を所有していた。

年	文政九年	慶応四年
地	四二石八九九	五三石九五五 別に作式免売 一一・〇五六

(註一反=一石)

約六町(ha)の領知はまず中位の郷士である。このほか太平は先祖以来買得した田地―百姓地を左表のように保持していた。

買得者	年	代	買得地	高
伝	六	明和 三―天明 八		一二反〇
亀	八	寛政 二―文化 元		七・〇
助	蔵	文化 二―同 一		九・〇
島村	太平	文化 一四―安政 六		一〇・〇
同	右馬丞	文久 元―慶応 三		三・〇
合計				四一・〇



「春秋自記帳」(高知市民図書館蔵)

この表から一つの結論を導き出すことは困難であるが、まず本田にも、ほとんど野放しに地主制が行なわれていることに注意しよう。藩はもはや本田の永代売り禁止も、あるいは本田に加治子を認めないこともあえて強制していないようである。ただ一般に加治子米が反当二斗程度が多いのは、年貢米が反当約一石であったからである。これ以上の加治子は、小作人の再生産を破壊すると思われるであろう。しかしながら、なかには想像もできないような高額に加治子があるのは何故であろうか。あるいは畝延びがあって実際は面積がもっと広いのであって、地主はみずから竿を入れてその実面積を捉えていたからであろうか。したがって免の低い所ということである。

さて島村右馬丞は「春秋自記帳」高知市民図書館蔵というかなり尨大な日記を残した。この克明な記録は幕末期の郷士の生活、感情、教養等を示すものとして貴重であるが、とくに注意されるのは右馬丞が生産力的であったことである。右馬丞は同日記によれば、年奉公人二人のほかに、臨時の日雇い労働力をもって、相当面積の田畑の手作を居村秋山で行なう。たとえば田植、大根蒔き、にんにく蒔き、梨子の収穫、同の剪定整枝、麦の脱穀、茄子の植付け等自作の記事があり、嘉永四年(一八五二)四月二十日に「義郷麦打」とあるのは、右馬丞自身からざおを振って麦の脱穀をしたものである。そのほかみずから溜(人糞尿)をかけてもいる。その他城下町に農具一畝も求めている。

これらの右馬丞の農業労働は、庄屋が転任を強制されて土着性を失なうの

もちろん右の四町一反(四・一ha)の経営は、一般的な富農として加治子収得を目的に小作にも宛てたものである。「細川家文書」には小作証文があり、左表のような加治子米の一覽を得た。読者は前述「野本家文書」と対比されたい。

小作契約年代	小作地反別	本田別	加治子米	同反当り
寛政三	七反二六代	本田別	五二斗〇	六斗九
享和二	四・〇〇	本田	七・五	一・九
文化三	四・〇〇	本田	八・〇	二・〇
同四	四・〇〇	本田	七・五	一・九
文政四	二・〇〇	本田	五・〇	二・五
天保四	四・〇〇	本田	七・五	一・九
同一四	二・〇〇	本田	八錢一二七匁五	五八匁八
嘉永四	〇・〇六代四	本田	二斗一	一五斗八
同	一・四八・四	本田	一五・四八	七・九
安政三	〇・二三・二	本田	一二・五三	二六・七
同六	〇・〇六・四	本田	二・一	一五・九
文久元	二・〇〇	本田	一〇・〇	五・〇
同三	〇・一六・四	本田	八錢五六匁	一六七匁七
慶応三	〇・四二・	新田	八斗二四	九斗八

とは対照的であって、郷士の在地性として注意されよう。同日記弘化五年（一八四八）七月四日の項に、

下秋山通し。水。殊の外水少なく、安房第一の浜田鉄三郎頭取にて、八田堰へ去月数十日も懸り候へ共、都て水来らざる故、一万石の百姓日夜水の世話、自然作声此の夜夜通り仕るべしとて、又一発先ず来り夜に入れ大いに来る。

と干水に関心強く、また同年七月十一日にも、

夜瀬雨来る。去月廿七日より雨降らず、八田より下大干。にて、御普請方四発、先二組は関を筵五千枚にて関く。二組は湯下を通す。近年比類なき旱魃也。

したがって右馬丞は領知夜須川村のこの年の干魃にも非常な関心を示し、日夕干田に水を引いた農民に、酒代として式朱二片―酒約九升を渡して、その労をねぎらう。右馬丞はまた田地の管理にも熱心で、同日記嘉永六年（一八五三）三月十二日の記事に、

伝右衛門に宛付けこれある新田に杭打つ。

一、式尺五寸杭式百五十

一、四尺杭五十

惣て伝右衛門宛付け新田分へ小杭三百にてよろし、大畠敷才蔵境へ堰仕る。

当然右馬丞は加治子米の売却には注意を払い、あるいは長浜に行き米相場を調べる。また「新川へ行船屋へ米売り約束す。石に百六拾匁相場也」同日記弘化五年（一八四八）八月七日と新川町にも出掛ける。また嘉永六年（一八五三）六月十三日の同日記には、

当年高直百四拾五匁春分望人多かりしかども、至尊（父太平）思召を以て是迄置く所、只今百三拾八匁也、石に七匁相違す。善平新川へ米売りに行く。

石に付き七匁の安値を残念がる気持である。経済に細心である。これをブルジョア的であるとすれば別にして、伝統に安座し、藩の救いを手を束ねて待つか、あるいは恥を忘れて町方商人にすぎる家中武士とは、比較にならない生活態度といえるのであって、時代の激動に対処し、それを指導できるものであるとすることができよう。以下郷士、庄屋の幕末危機における活動を叙し近代を展望しよう。

近代への道

庄屋、郷士の奮起 「道番庄屋根居」「郷士年譜」共に高知県立図書館蔵を読み比べると、共に主として藩政後期に富農として台頭した新興階級でありながら、その歩んだ道の違うのに驚かされる。庄屋層が藩政の矛盾に苦しむ地方施政に悪戦苦闘しながら、しかも激しい藩からの統制のもと転退職を余儀なくされたのに対し、郷士は悠々としてその身分に安んじているかの如くである。たしかに両者は片や農民身分に、そして片や武士身分にと分れ、たがいに村落内の有力者として、対峙しながら睨み合っていたようである。もともと郷士も家中武士よりの差別に苦しみ、その経済的実力―実収米約五十石―はなお社会的政治的に認められてはいない。彼ら郷士層が家中武士に対抗して政治的行動を起したのは、すでに寛政九年（一七九七）の高村退吾殺害事件からであり、彼らの団結と実力はようやく藩にも認められるようになる。他方庄屋層も天保十二年（一八四一）ついに奮起して、いわゆる庄屋同盟を密約し、「同盟談話條々」「土佐農民一揆史考」として政治的な行動への意欲を示し、自己の政治的社会的地位への自覚を高めたものである。

さて幕藩体制の矛盾の露呈していた時、これを崩壊に導く契機には、すでに一般に認められるように、外圧が

右は郷士とその養育人も含まれるが、郷士の意気の高いことが理解されよう。このほか森山村武政大道（一八三五一九九）も時局に奮起した「頌徳之碑」のものであって、土佐勤王党の血盟に武政左喜馬定敬として参加する。またそのほか麻田梅陰（一八二二—一八六六）、宮田節齊（一八三六—一八六四）も春野地方出身の志士であった。

庄屋層は役職柄多少郷士層より後れてはいるが、左表のように明治維新前後には活発に活動する。

年代	庄屋名	事項
文政一〇年	岡崎 甚三郎	異国船漂流に罷出る
同一二〇	山中 五八郎	仁井田浜大筒打参加
嘉永二〇	前田 市太郎	同 右
元治 元〃	松井 貞平	砲台建造に寸志金同夫
慶応 元〃	西本 銘吉	大筒献納協力
同 三〃	中山 左真太 (代役)	砲術練磨
明治 元〃	森本 富次	坂折山文武館建設に寸志金
同	吉村 嘉之助	坂折山文武館出勤
同	嶋村 亀三郎	吾川郡第一中隊半隊指揮

これらはかならずしも春野地方の諸村在動中ではなかったが、いずれも多くは春野地方に関係を持った庄屋である。かくて彼ら郷士、庄屋は、明治維新のいわゆる戊辰の役にはつぎのように参加する。また一覧表とした。

氏名	身分	事項
深瀬 貞吉	郷士	会津戦争母成峠戦後横浜にて死、
辻 友猛	庄屋	同 右 白河にて戦死
島田 太吉	郷士	高松表出陣
同 幸馬	同	同 右
細川 善馬	同	同 右
岡田 銘藏	庄屋	同 右
前田 市太郎	同	同 右

農村の両有力階層が、たがいに協力し時局に奮起していることがわかる。説得的である。このほか弘岡中ノ村百姓京助、森山村間人鉄太郎も、戊辰戦争に陣夫として参加下野国（栃木県）で戦死している。

ところで明治維新前後、藩は最後の力を奮って国事周旋から討幕に参加したが、その費用は尋常ではなく、推計であるが、計五十万両を降らないものと思われる。土佐藩では他国で通用する金銀貨を吸い上げ、代りに紙幣―藩札を発行したので、激しい物価値上りのなかで庶民を苦しめたが、このいわゆるインフレのなかで、かえって地主層は土地所有権を強め、後の地租改正への基盤が作られる。「春秋自記帳」慶応三年（一八六七）五月五日の節句の記事によれば、島村右馬丞の知人の郷士岡崎猪十郎は、領知普請に愁願を提出しているので、初節句に内輪のお客と称したが「中々大客にて、家の内一寸の間もなく中も外輪も有象無象の者共、肩をぬぎひざを組み実に無礼講にて、面々大口あけて声をばかりに謡ひ、中々以て、ひそかなどは空の中に飛びぬけ大さわぎにて有ける」と豪勢であって、米価の値上りが郷士層に有利なことを語っている。また「真覚寺日記」にも、同じ節

昨日節句の日には森山の農夫宇佐へ鰹を買いに來り、壹本六十匁の魚八本調へ歸り、翌六日の用意にとて六本誂え置歸る。初節句に鰹十四本も遣うというに減法なる者と思ひ様子を聞けば、今度の初節句の酒四五挺も用意し有し由也。宇佐にても百姓の家は初節句も賑わしく客をする。今頃酒は壹升拾八匁三分の相場なれ共、夫は水くさきとて用いず、酒屋へ相談し引ぬきといえるを式拾式匁づ、に定め、壹挺より壹挺半も吞みたる家大分有る由。

と述べ、これを「惣して人氣薄き事」と批判している。實際こうした豪勢な米持の所業は、物価とくに米の値上に苦しむ者にとっては憤懣やる方がない。「春秋自記帳」によれば、同年七月二十九日「既に戸原にて水より口論初まり、民兵の彦次方地下人共より乱妨致し、所持の筒を初め悉く打ちくだき、刀脇指の類は石に打当てて物の用に立つものなし。からかみ、戸障子、塀次門彼是た、きさがし目もあてられぬ風情のよし」と打毀しが小規模ながら起っている。右馬丞は「爾來が爾來故驗し有て氣の毒がるものなし、きびのよき事と申すよし」と冷淡であるが、この情勢は由々しいものである。明治維新を翌年にして、もはや封建制は實質的に崩壊しているといふことができる。自信を持った地主層を中心に近代化がやがて進められる。そして耕作農民とくに小作層には、なお厳しい年代が重ねられるが、いずれも後述するところである。

産業經濟の發達

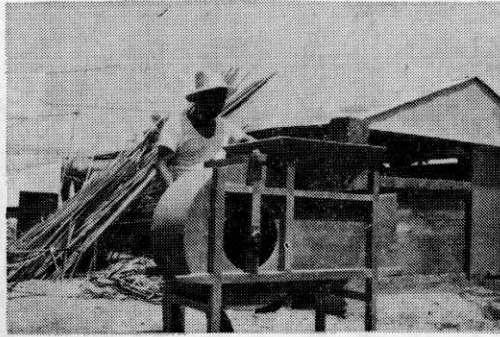
「治生録」高知県立図書館蔵 藩政後期の農業生産の情況を示す貴重な「治生録」は、実に東諸木村庄屋堀内市之進の記録である。市之進については、「道番庄屋根居」堀内勇吉の項に、

一、六藏儀天保四巳年四月岩積村新規老役これを仰付けらる。
但先祖伝儀儀東諸木庄屋より讓受け、享保十二末年右村庄屋に仰付けられ、三代相勤め候処、祖父堀内市之進勤役中、代役同長平義六藏実父過失の義これあり、文政五年御目付方におゐて、庄屋代役名字帯刀召放たれ御追放仰付けられ、市之進義其の節格段追放は仰付けられず候え共、庄屋役名字帯刀召放たれ、追々長平義帰住御免仰付けられ潮江村におゐて地下帳に入り儘に罷在り候処、六藏義は天保四巳年御目付方において諸願御免仰付けられ候処、本文の通り相続、老にこれを仰付けらる(略)。

このほかに市之進について伝えられたものはないが、前出戦国時代の東諸木堀内氏はその遠祖であろうか。いま東諸木の八幡宮の裏の堀内家墓所に行けば、右の長平、六歳の墓碑はあるが、市之進の墓碑はない。しかしながらこの二つによって、堀内市之進が東諸木庄屋であったことは確かである。どこか他所の墓地をなお今後尋ねて、この偉大な村落指導者の功績を顕わしたいものである。

さて野中兼山の用水灌漑により、従前の畑地は水田となり、米麦二毛作が成立して、春野地方の農業生産は大きく前進したが、庄屋堀内市之進の時代、すなわち寛政年中はどうであったらうか。兼山時代より約百五十年を経過する。その間にいわゆる商品作物栽培の進展があったはずである。この点について「高知県吾川郡弘岡上ノ村誌」「同上弘岡中ノ村誌」に、明治十二年(一八七九)調べとして左の数がある。

村名	楮	草	紙
弘岡上ノ村	二二五〇斤		小半紙 七二〇〇東 紙 二四二〇〇
同 中ノ	三八五〇〇		
同 下ノ	二二五〇		



唐 箕 (現在)

市之進はこの実験結果に基づいて、「平等式合毛増(増産)に相成り候ても、御国中にて凡そ米五、六万石の違いとなるので、ぜひ「村々において式、三代程にて厚薄の試し仰付け」られたいと藩に意見を具申す。翌寛政三年(一七九二)のことである。見事な発想でありまた実際的な処理能力であるというほかはない。

したがって市之進は稲作に関する諸注意を簡条書にして、

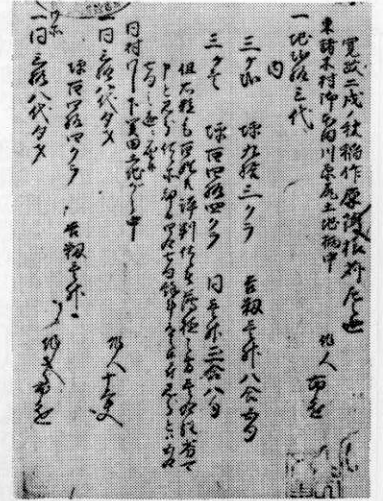
一、苗床前年十月頃より鋤返し置き、彼岸前に又鋤返し、夫より水田に仕成し申し候。

以下三十四カ条にわたって、粃蒔き、地拵え、田植え、水見、草取り、稲刈り、稲扱き、粃摺り、俵拵えまで詳細である。またこれによって千齒扱、唐箕、唐臼、万石どおし等脱穀調製の農具の普及も示される。もっともこれらの農具の中には「手廻り能き者」に限られる場合も、まだしばしばあったようである。つづいて市之進は裏作の麦について、

市之進はこの実験結果に基づいて、「平等式合毛増(増産)に相成り候ても、御国中にて凡そ米五、六万石の違いとな

市之進		坪当たり株数	坪当たり生産粃高	備考
十太夫	一四四	同	一・三八	〃
惣吉	一四四	同	一・〇〇	下関田 中田
久七	一〇〇	同	一・六五	〃
	一四四	同	一・〇〇	〃
	一九六	同	〇・七〇	岩ノ表 中田
	九〇	同	一・四五	〃

作人名	坪当たり株数	坪当たり生産粃高	備考
九三	吉 粃	一 升八五	本田川原尻 中田



「治生録」(高知県立図書館蔵)

おかれた悲劇的立場を象徴するかのようである。市之進は云う「私義近年諸作試し候所、就中稲作(株)に氣を入れ申し候。これにより日々罷通り候四国辺路に相尋ね候所、諸国共薄植え仕り、国に寄りクラに付式合或は四合毛と申す積り仕り候由、何国を承りても御国程厚植えは御座なく候」と氣が付く。市之進は考える。この百四、五十年の間に、東諸木村では家数が三十六軒から百七十軒にも増加した。だのに生活にそう苦しむ者もない。これは皆生産があがったからである。しかし「稲作薄植の事、御国において未だ聞かれず候」である。他国がそんなに薄植えで生産をあげているなら、一つ東諸木でも試してみよう。こうして寛政二年(一七九〇)左表のように実験田を設けて実験する。

これは藩政中期以降、藩が国産として紙の生産を奨励した結果と考えられ、まず春野地方の商品作物―商品生産の先鞭となったものである。もちろん「治生録」の時代となっても、封建制下の農村である以上、庄屋の村落指導はたびたび前述したように、なにより年貢完納である。そのためには農民の生活を守る。したがって米と麦との生産が第一である。一つは年貢生産であり、他は自給生産である。「治生録」の巻を開けば、最初に米の増産への努力が現われる。当時の庄屋の

一、麦作の儀毎年八月より草、藁、芥に牛馬糞をませ、くろに仕り腐らせ置き申し候てこやしに入れ申し候。以下十五カ条と詳細である。前述したように麦は地力を消耗する。したがって米作にも影響が大である。その点について、当時の肥料施用の状態が示されて意義がある。従来の土肥、堆肥のほかに、高知平野の村々の「手廻り能き者は、高知よりこえ取り度々かけ申すに付きよく出来申す」と、城下町の尿の肥料化があげられる。また

一、御城下より四五里浜辺の所、鱈の頭。わた。又は鱒をかけ、稲麦ともに手入仕り候、是又土地に相応仕り候。と魚肥の施用をあげる。東諸木はもちろんこの魚肥には恵まれているが、春野地方全部にもいえることである。以上二つが、いわゆる金肥として次第に需要を高めたことは、当時の農業技術の発達から見落してならないと思う。

しかしながら、時代は新しい商品作物の導入を目指していた。商品作物はまた同時に自家用として、自給作物となつて村人の生活の安定向上に連なる。市之進は「治生録」でまず養蚕に注目する。土佐ではすでに兼山時代から養蚕奨励の方向が打ち出されたが、その後遅々としたものであった。市之進は「越前養蚕聞書」として、養蚕の方法を箇条書に詳細に書き止める。

一、蚕出生の所にて、種紙の上に桑随分細かにきざみあて、蚕取付く所にて時鳥の羽にてはくなり、もし時鳥の羽根なければ、雉山鳥の羽根にてもよろし。

いずれも親切丁寧であつて、当時養蚕がそれほどさかんではなかつたことを示すものであろう。また「秩父蚕のはなし」、あるいは「江州西山の蚕子」と武蔵国（埼玉県）、近江国（滋賀県）での養蚕技術を記している。なお「秩父蚕のはなし」には、「上州の桑蚕の様子也」として上野国（群馬県）の事も加わっている。いわゆる情報

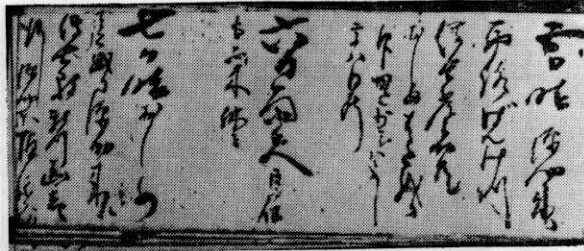
の蒐集に異常なまでに熱心であつた先覚者のすがたである。

江戸時代の商品作物といえば、木綿があるし、菜種がある。「治生録」には「木綿作りやうの事」として九カ条の栽培方法を示している。「わたしは上ばたにできる也」、「わたのこやしほしかもする也」と細かな注意であるが、その結論には

右の通りによく手入すれば、一段の田に二百斤より上出来る也。とかくわたのなかへは、常にはいりて往来するがよし、たゞ往来するばかりにてわたの病のきてよき也。美濃、尾張大い作りやう同じ。とかく夏作にわたほど金になるものなし、手入次第、よく手入すれば一段にて金五兩は榎かにとる也。

時代の行方を見通して説得的である。「夏作にわたしほど金になるものなし」として、作物栽培が自由になるのは、なお百年近く後のことではあるとしても、先見といえるのではなからうか。なお「木綿植付の法」も詳細である。その他「治生録」には藍、菜種の栽培についても記事があるが、「道中筋にて木綿織りやうの事」として、見聞した機械器の略図を書いている。「ふみ木の図」、「樋の図」、「機の図」と分解して要点を分り易く示す。故郷の村人に教える心算で、旅の途中でメモしたものであろう。

ところで春野地方の人にとって忘れられないのは、「茄子蒔様の事左に書付け御覽に入れ候」として、東諸木村の砂地に地拵えし、「十二月末正月の節にも相成り候へば、右場所え四方共にかこひ申し候。尤も北風寒く御座候故、かこひも別段に高く仕り候。右蒔付場式坪程もこれあり候へば、北かこひの高さ八、九尺程に仕り候、南の方向に同じ。東西はひくく是は日光を終日受けん為に御座候。勿論風並により東西共に防ぎ候手当は兼て仕置申し候。扱夫より正月節より十五、六日立ち候へば種蒔付け申し候」以下詳しく茄子苗の早作りを述べる。南のかこひを北と同じにするには問題があるし、またすべて市之進の創案ではないとしても、すでにこうした形



「吉良宅快日記」(吉良良吉氏蔵)

村名	弘岡上ノ村	同	中ノ村	同	下ノ村
生糸	六二斤五		一五五斤		一五〇斤

ところで注意されるのは、雇人の多いことと、また次の同九日「幸馬母糸取り六升」と繭を糸にする作業が自宅で同十四日までつづく。近代とくに明治末期から大正期のように繭で売るのはない。また糸取りも「おますも糸取り呉れる」、あるいは「幸馬母、おます共糸取り」と雇人が多い。この点なお後述するところであるが、当時の養蚕家は自作農以上の少数であって、明治中期以降小作層にまで拡る養蚕とは違うようである。糸として売ることもあるが、自家製絹布をと富農が考えたこともあるだろう。生糸生産のなお僅少であったことは前述村誌に、

の伴伝七(一八二五—一八八〇)は、弘岡下ノ村老役を勤仕しながら、約二町余の田地を、自作および宛作として経営するいわゆる富農であった。日記であるために、前記「治生録」のようにある目的方針を明示したものでないが、さりげない日々の記事が、当時の事情をリアルに示してはなはだ興味がある。まず「治生録」の時代から約七十年、その間に養蚕業の普及発達が見られる。五月二十一日に「曇り、少允降りもせず、兼助来りわた手入、おしめ桑取り、少々允照り、八ツ時分より照り出し日和」から桑取りが散見する。同二十四日に「おすが桑取り」、翌日には「八ツ時おしめ来る桑取り」、翌日の二十六日から六日間毎日「源助妻桑取り」あるいは「おしめ桑取り」とあり、六月三日には「おたつ蚕の手伝い」でどうやら上簇している。

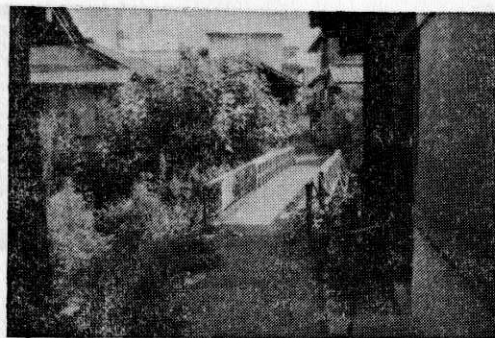
そして同三日と五日には「自分まいもり」と宅快が繭の収穫である。

右は前述「弘岡中ノ村誌」等所収物産であるが、その生産の起源は「治生録」に遡るものである。さて代役はたいいてい庄屋の伴である。市之進ほどの人物も、伴の失策はどうすることもできなかったのである。そのため庄屋役を追放後、市之進はどうなっていたのであろうか。筆者の願いは町史発刊を期に、こうした先人の偉業が再び人びとに記憶されることである。

村名	弘岡上ノ村	同	中ノ村	吉原村
木綿	七〇斤		三五〇斤	六〇〇斤
藍	五六二五〃		二一〇〇〃	一〇〇〃

村名	砂糖生産高
内ノ谷村	一五〇〇〇斛
東諸木	一三三五〇〇斤
西諸木	二〇〇〇〃
仁ノ	一〇六八三三〃
西畑	一三三一五八〃
計	三九〇四九一〃

増産を進める。海岸の畑地ではさかんに甘蔗が栽培され、近代にまでその生産は続けられた。いま明治十二年(一八七九)調査の生産を、「高知県吾川郡仁西村誌」「同諸木村誌」によれば上表のように相当の生産をあげているが、いずれも前記寛政以後の藩の奨励を起源としたものである。商品生産はこうして時代の趨勢であった。以下「吉良宅快日記」によりながら、万延元年(一八六〇)の時点における春野地方の農業生産を考えることにする。同史料は一部破失して惜しまれるが、筆者吉良宅快(仁左衛門)(一七八〇—一八六四)



灰屋橋（新川町、現在）

この間の事情を示しているが、この宅快の曾孫から、明治、大正、昭和の吾川郡の養蚕製糸の指導者吉良禎吉の出ることは注意される。

ところで「治生録」から七十年、米作には画期的な進展があった。前記日記閏三月朔日に「源助雇げんげ刈（略）おくるげんげ刈、土肥たて」また四月

六日、晴、^(妻) 伝七^(年廻) げんげ種干し、昼より代役といく。婆は諸木大夫へおなつ廻り見貰い
にいく。晩方種間寺祈禱頼み留守に付き只帰る。

すでに天保五年（一八三四）細木源助らの手に成る「耕耘録」には、^(れ) げんげの記事があり、堆肥、緑肥として戦後その姿をほとんど失なうまで百年をこえる歴史がある。そのげんげが、このように春野地方ではじめて姿を現わ

すのである。つぎに同月二十九日に「伝七石灰取寄せる」とあるが、これは五月

三日、晴、伝七石灰入れる。自分病氣、おくす同断

とつづき、またこの前後に「伝七草取り」と田の草取りが行なわれる。右の石灰は稲の肥料である。すでにこの点郷士深瀬久右衛門で見た。藩政後期開発された稲作の新しい肥料である。藩もすでに、左のように石灰焼を荒倉山を利用して新川町で始める。すなわち「道番庄屋根居」吉村篤太郎に、

^(天保) 一、同八四年正月去々未年以來、新川に於て御趣向を以て石灰焼仕成方仰付けられ、臨時御用増にこれある処厚く引受け、
彼是出精相勤め、これにより御褒美として銀式拾匁これを成遣わさる。

これによれば天保六年（一八三五）石灰焼が森山村新川町で開始、森山村庄屋が万端の世話をする。その他の村

々の庄屋は、仕成石灰の販売と集金に係している。宅快の時代までに、石灰施用にはすでに約二十五年の歴史があるが、堆肥、緑肥等分解用の石灰施用もまた、げんげ同様戦後中止になるまで近代の稲作に持ち込まれる。

その他宅快の日記には「わた蒔」「たばこ取り」等記事があり、「治生録」の時代からの発展が見られるが、注意されるのは前述日雇いの多いことである。もっとも多忙の田植、麦刈間の記事閏三月二十六日に、

廿六日、庚申、曇り、兼助来る。穴田麦刈り、四つ頃より降出し、兼助妻并びに梅太郎共手伝ひ取込む。夫より兼助跡す
く、妻は麦こき、穴田拵え、清次郎も麦こき手伝ひ呉れる。晩方常之助秋沢へ粟取り、兼助妻七つ時より自分田植えに帰
る。

宅快は「内同志」―家族労働を好んだが、伝七が老役として度々出勤したうえ、当時吉良家には病人もあったからでもあるが、実に雇人が多い。とくに「兼助、おたつ」夫妻はよく出入している。一部破失であって完全な記録ではないが、約百五十人役を雇う。「山中家文書」高知県立図書館蔵によれば、当時の労賃は男一日米一升、女は同五合平均であった。ただし米の収穫等は倍額のこともあったが、要するに極端に低廉である。百五十人役でも米は一石二、三斗の支払いである。田一反の収穫にもはるかに及ばない。思えば近世末、非常な勢いで人口は増加に向っていたようである。農村には土地のない人、小作さえもできない人が日雇いとして溢れていた。資本主義社会では労働者として生産を分担する人びとは、低賃金のなかで、次の社会への出番をすでに準備していたと云えるのであろう。ただし、近代社会になったからといって、直ちによい賃金が得られたものではなかった。後述するところである。なおこれら日雇いの人びとは、前にもあげたように「兼助妻七ツ時より自分田植えに帰る」として、おそらく小作でもあったであろう。しかし彼らと宅快との間には「兼助に芋種遣わす」「兼助は自分田拵え、馬貸す」と主従関係に近いものを感じさせる。維新以後日雇賃が約倍増する。また明治二十年代よ



「大福積年手作粳高扣帖」
(野本英材氏蔵)

り米価は高くなる。日雇いの人たちが小作人となることは、また後述するところである。

安い日雇賃に支えられて、地主手作がなおさかんであった幕末の段階に、「治生録」とは異なった石灰、れんげ等新しい稲作技術の開発の進められたことを、

「吉良宅快日記」でみたが、なお今一つ付加したいのは、「野本家文書」野本英材氏蔵によれば、太米栽培が十分に放棄されたことである。同家文書の

嘉永元年

大福積年手作粳高扣帖

申正月吉辰日

南屋舖

によれば、嘉永元年（一八四八）から明治五年（一八七二）までの、同家の播種粳の品種、量と収穫粳高が示されるが、そのうち安政二年（一八五五）に

御役知

一、た。い。三斗

下中江

種谷

とあるのが太米の最後である。翌年以後野本家は太米の栽培を中止する。おそらく一般にそうであっただろう。

藩政時代を通じて太米と吉米は両存してきた。太米の土質、災害に対する強さが評価されたからである。しかしながらその品質とくに味、したがって起る商品価格差はついに太米の栽培を終らせる。年貢米等にはなお太米い

くらすとして残るが、これは実際に太米を納めるのではなく代金納であり、その代価の安いことが太米の名を残させたものであろう。ここにも、一足早い明治維新が感じられるのではなからうか。

新川町の繁栄

弘岡井筋と新川川を結ぶ中継地として、もともと仁淀川上流地方と、城下町との物資の交流の結節点であった新川町は、その後吾南平野の産業経済の発展とともに、いわゆる在郷町として繁栄の道を辿り、幕末には家数も約二百戸となる。森山村庄屋の管轄下ではあったが、町老も置かれて特別の待遇を得たものであった。その新川町に大きな束縛が藩より文政年中から加えられる。いわゆる商物方限令¹⁰関係のもので、藩は城下町商業を保護するために、在郷町の商業に制限束縛を加えようとする。在郷町にとっては死活の問題であった。新川町では団結して庄屋、老を動かし、幾度か愁願を藩庁に提出、ようやくその地位を守ったものである。「土佐藩商業経済史」平尾道雄によって、すでにその一部については前述したが、なお左にその経緯を示そう。同書所収「奉愁願」の一部である。

右は新川町成立の儀、例の通御居え仰付けられし町並に御座候はゞ、諸産物並びに竹木板類、薪、起炭、諸仕成物とも売買勝手次第に仰付け置かれ候処、文政九亥年御町方より不時に木品御改めの上、売買御差留め置かれ候処、往古より新川町において仕来り候商業、今更御差留めに相成り候ては忍ち渡世に相放れ、一同拒に相成り困窮の町並弥よ以て衰微仕り、遠からざる中に亡所同然にも相成るべく、高の処根元御趣向を以て、御表方より新に御取立仰付けられし町並の訳達々愁願奉り候処、重き御詮議振を以て別紙御下知書写しの通、天保元寅年より拾九年御差明仰付けられ売買仕り候処、御年限満ちに相成り、又々愁願奉り、今辰年迄五カ年限以前の振合其の儘売買御差明仰付けられ、一同有難く渡世業に取続き相競い居り申し候処、御年限に至り候に付、愁願奉り候御詮議に及ばれ難き趣畏み奉り候。然るに往古より御定の九十三艘山下筋へ通船仕り、竹木板類を初め諸売買或は交易注文等を以て、買求め候儘産業に仰付け置かれ候に付、御城下へ乗廻し売買仕り、近村のものとも家作木注文入用の節は銘々より直売仕り、且死失等これある節は棺板売渡し葬礼相調へ申す儀に付き、如何



土蔵造町屋(新川町、現在)

て、是迄任来りの通竹木板類諸仕成物とも売買相成り候様、何卒厚き御慈悲の御詮議の上御聞届け仰付られ度、偏えに愁願奉り候(略)。

この弘化元年(一八四四)の愁願には、切迫した新川町の事情が強く読み取られ、一字一句も忽せにできないものである。新川町成立からその果す役割、さらに今更転業もできないと苦境を述べ、必死となって生活を守ろうとしているものである。藩もこの理の当然の愁願は無視できなかったであろう。翌々年の弘化三年(一八四六)の愁願に、郡奉行所は副書して「往古よりの由緒これある所柄にて、今更外渡世に基かせ候様の儀、役場において本意に相叶い申さず、其の上是迄仕馴れの商業に放れ候時は、忽ち衰微に至り申す訳」とその願を支持する。同書は「町方の異議にかかわらず、この要望は承認されたい」としている。改めて新川町の人たちが団結し

てその生活を守ったことに注意しよう。同書は万延元年(一八六〇)の新川町の家数と職業をあげている。左表とした。

総数	竹木専門販売業	竹木販売業	竹木仲買業	運漕業	諸職人	日雇い層
一六四軒	一一〃	一一〃	三〇〃	五九〃	一五〃	三八〃

まさに繁栄した材木の町であった。いま新川町の現地に立って往時茫々を感じる者は筆者一人ではあるまい。時代の変化である。

前述「春秋自記帳」「細川家文書」で島村右馬丞が幕末新川町に米を売却したことに触れたが、これは在郷町の役割を新川町が果していたことを示している。また前述「吉良宅快日記」「吉良家文書」にも、万延元年(一八六〇)三月二十九日「常之助、梅太郎兩人新川へ菓取りに行く、起炭共」とある。木炭が新川町から村々の富農層に売却されているが、一般に薪、飯米と呼ばれる生活必需品のうち薪は、とくに山の少ない吾南では貴重であった。薪一把を求めて、多くの人びとは商品生産に巻き込まれたのであろう。前述「村誌」によれば、内谷村では明治十二年(一八七九)薪二万五千貫を産出する。代十貫につき七銭とあるので、これは百七十五円に当る。米三十八石分である。けっして少額ではない。新川町の繁栄はこれからも知られよう。

前述各村の「村誌」によれば、村々には多くの商人と手工業品の生産者があった。いまこれにより左表を作った。

村名	手工業品	生産高	商人	手工業者
東諸木	／	／	四八	四二
内谷村	／	／	四	／

郡仁西村誌」によれば、仁ノ村には年産「鯛六十尾、鱈二百十六貫」とあって、鱈の生産がかなりのようである。また同村誌には川魚として「鱈三百六十三貫、鰻五十三貫、香魚五十貫、白魚三斗」とあって、仁淀川河口周辺の豊かな水産が示される。同村誌には漁船七十一艘があり、また東諸木村にも漁船が十七艘あった。明治十二年（一八七九）調べであるが、近世後期にはこれに近い数を持ったものではなかるうか。

最後に製塩にふれておこう。「長宗我部地検帳」には、春野地方の海岸部に塩浜はなかったようであるが、「秦氏政事記」によれば、仁ノでは長宗我部氏が塩の貢納を収得しているので、これは自家用またはこれに近い小規模の製塩を否定するものではない。後述のように、上げ浜式製塩であって、近世中期からは生産は高まったのであろう。前記「村誌」によれば、仁ノ村では

食塩 三百七十九石三斗

本国にては長岡郡十市村（南国市）海を煮る最も盛且つ善とす。本村の品格殆ど相拮抗す。自ら近隣の翹楚たり、専ら本国高岡郡高岡村（土佐市）に輸送す。

と近世末頃の盛大さを伝えている。東諸木村戸原でも約三十石が生産され、近村に売却されたとある。春野町甲殿の野本喜良氏によれば、製塩法は、まず浜かきといってえぶりで砂をかきならす。ついで二三日がかりで海水を担ってこれにかける。乾いた所でさらさらで集め、浜に据えただいがあの上のひきがあで砂を海水で洗って塩水を取る。この塩水を沖取りのこがに入れ、これを自宅の大きに運ぶ。やがて浅い鉄製大釜で煮つめる。一釜で塩約二斗、一日に三回煮る。松保佐が燃料で遠方まで買い求める。製品は新川町や伊野町の仲買に売ったという。激しい労働の結晶であったと云うことができよう。今も新川川沿いに塩売りの人の通った道が伝えられる。

近世の文化

宗 教 長宗我部氏支配の時代まで、神社も寺院もそれぞれ社領、寺領を給与されて、神官、僧侶を養う基盤を与えられたが、前述のように、山内氏入国後、土地はすべて武士のものとして没収され、わずかに神社の場合荒倉神社、仁ノの八幡宮が社領各二反、寺院では種間寺、妙喜寺（弘岡下）、種徳寺（弘岡上）、観正寺（吉原）が同様の寺領を与えられたに過ぎなかった。したがって神社は村共同体の、寺院は檀家の支持によって成り立つことになる。こうして近世三百年の間に、社寺の運命にも大きな変化が現われることになる。

「高知県吾川郡森山村誌」所収八幡宮によれば、同社も山内氏入国により社領一町余を没収され、同村はまた山内氏家臣の給知になる。そこで「給知組頭八幡宮祭礼の詰方仕り、則ち其の人数頭組と相定め、毎年祭礼の用事闖取を以て大頭と定め相勤め、右頭組御神幸御俱仕り、神祭相整える筈、向後新格取立て候儀堅く相成らず」として、地組頭の共同―交代によって村方で取り行なう。これこそは産土神の姿である。こうして村共同体の中心としての神社は生まれ、他の多くの神社との間に格差ができてくる。現在の旧村落中心のいわゆる氏神は、この時点で確立したものと考えられる。

神社に対して寺院の辿った道はさらに険しいものがあつた。「南路志」によれば、二代藩主忠義が、観正寺、種間寺を再建したことを別にすれば、近世二百年余の間にいかに多くの寺院が退転したかに驚かされる。寺領のない寺院は、僧侶を養なうことができなかつたからであろうか。左に主な退転の寺院を一覧表としよう。「南路志」と地検帳を対比したものであつて、近世退転したものである。

村名	地検帳記載名
西分	大寺、且過寺、宝台坊、正祐寺、東林坊、成満寺
西諸木	清源寺
東諸木	真楽寺、万福寺、満性寺
吉(芳)原	柏尾山本坊、妙泉坊、福正坊
弘岡下	妙喜寺
同中	投老寺、薬師堂
同上	道場庵、光蓮寺、威徳院
森山	長徳寺、恩徳寺、妙見寺、 <input type="checkbox"/> 願寺
秋山	和田寺、円明寺、宮ノ内寺
甲殿	西光寺
仁ノ	善福寺、妙種寺
西畑	西庵寺

伝統古い吉原の観正寺―柏尾山求聞院観正寺も、浦戸城下に移転等長宗我部支配下に激動ついに炎上したが、二代藩主山内「忠義公正保四年の秋此の山に遊獵し玉ひ、志賀喜兵衛勝正御供に随ひ山林を分けて行く所に、或大木の巖窟の内に観音の尊像立たせたまへり。長式尺六寸昔より語り伝えし柏尾の尊容に違ふ事なし」「南路志」として翌五年(一六四八)現在地に再興される。「春野町の史跡と文化財」宅間一之によれば、同寺は「現在には向拝の飛檐檼が失われ、緋破風板は切り縮められ、二重の繁檼の軒下も破損」する状態であるが、「柱は松の柁材の円

柱で、正面中央の間と側面中央間を、それぞれ両開きの板唐戸として」いるうえ、「注目すべきものは間斗束の板蓋^{かきあまた}で、全国的にも珍らしい異常のものである」ほか、正面の各種の彫刻のうち「中央に彫られた彫刻、なかでも牡丹、丁字は傑作とされている」という。昨年文化庁の技官も視察され、近世初期の建築として評価された。なお春野町秋山松本勝喜氏によれば、秋山村に知行所を持った藩士坪内実右衛門は、地溪寺を天和二年(二六八二)再興して蓮乗山池田寺とした。目的は先祖の菩提のためであったが、村人にも喜ばれたのであろう。さてここで寺院の退転だけを強調するのは正しくない。「南路志」によれば、多くの寺院が近世に創建される。たとえば西光寺内谷、光明寺東諸木、常林寺同上、本弘寺吉原、円受寺同上、高顕寺西分、本立寺同上、受念寺甲殿、弘願寺西畑、教秀寺弘岡下、善休寺同上、教徳堂(後改善徳寺)弘岡中、寿宝寺弘岡上、光寿寺同上、宗玄寺同上等である。ところでこれら諸寺はいずれも真宗一向宗である。そのうえ、右の高顕寺の開祖堀内正空について「堀内は茂辰に属す。本山氏元親の為に没落して後、堀内子孫秦氏に仕えず、源左衛門子剃髪して正空と号し、一向宗の寺を木塚村に建立して是に住す。寛文八年戊申十月十日卒す。行年八十八歳」「南路志」とある。これらの一向宗の寺院は、一領具足の子孫の建てたものようである。初期郷士の動きと対比され、新しい仏教の活動と解せられよう。また木塚明神が建立されたことも特筆される。寛永七年(一六三〇)旧臣清右衛門が「隣村に勧化し新たに祠宇を営み、以て神靈を奉し左京進所帯の刀腰を社内に蔵し」「南路志」たことが始まりで、寛文六年(一六六六)には、山内氏の重臣山内丹波によって現在地に祭られる。吉良親実の¹¹悲業を痛み怖れる人びとに支えられて、以後ここに定着する。やはり神仏ともに強く信仰された時代であった。

近世後期生産の発達とともに、村の生活も向上し、文化、文政と蔵を建てる農家もあった「山脇家文書」。また立派な居宅に支出を惜しまないのも「野本家文書」。人びとは心の支えと生活の楽しみを祭礼に求め、神



へんろ石 (秋山、現在)

方へ御届けにおよび申さず候」と書かれてあった。弘法大師—大日如来だけを頼りにした死出の旅であったことも多く、春日に陽炎うらうらと立つなかを、白衣の遍路という牧歌的なものでない場合もしばしばであった。「光寿寺文書」に

浄貞信尼、五月十二日(命日)

幡州(兵庫縣)遍路、中ノ村より頼み来る。文化十三年十二月往来(切手)あり、幡州佐用郡末包村平右衛門妻のお、平藏、みよ等



荒倉神社絵馬
(部分、荒倉神社蔵、矢野城楼氏提供)

社、仏寺に各種のものを寄進してこれを飾る。多くの社寺の境内に玉垣、手水鉢、燈籠、狗犬、絵馬が奉納され今も残されているが、そのうち荒倉神社の手水鉢の銘文には、

維れ天保十一年庚子春三月、弘岡關郷の衆相謀り、これを根木谷山下に取り、ここに拖拽して以て賽人鹽漬の用に供す。庵道一里餘に二旬を費す。凡そ二万の夫の功を用うと云う。

この模様を描いた大きな絵馬も同社に所蔵されている。「荒倉神社文書」によれば、曳き手を励ます木遣節は高岡村(土佐市)の岩次、潮江村(高知市)常次、弘岡下ノ村兼次がつとめ、また十歳から十八、九歳の年頃の娘が、十五人美装して参加する「誠に見事也」という光景であった。棟上落成の祝いには何と餅三石五斗を撒き、酒を二石も吞ましている。寄進金が弘岡

中、下両村で三貫五百五十四匁もあったという。これに似た多くの話は、秋山の星神社の手水鉢の奉納等他の村にもあったはずである。したがって各家にも、神仏の崇拜は年中行事として守られる。「吉良宅快日記」「吉良家文書」にも万延元年(一八六〇)二月、

廿一日 曇り 大師様家内参拜、婆ば、おなつ、常之助参拜

また同日記には同年五月、

廿日 曇り 折々は少し允ふりもし、虫送り御祈禱、宿北山升平方、常弥昼頃帰る。日中照りはせず。

今もたとえば、西諸木の若一王子神社に吊される大太鼓のような太鼓で、村々は祈りをこめて虫送りをしたことであろう。

西諸木の土居寿巳氏蔵の「西諸木太刀踊」の由来書によれば、今から二百五十年ほど前西諸木は疫病、飢饉に苦しめられたので、時の庄屋某は、伊予国(愛媛県)より若一王子の宮を迎え、神の加護を祈った時、村の青年たちが奉納したものが起源となって、西諸木の太刀踊が生まれたという。王子神社の鎮座はもともと古い、同氏所蔵の踊りの地唄の歌詞は、その伝統の古さを示すようである前述。なお仁ノにも太刀踊があり、同所の八幡宮に奉納したもので、幡多地方から伝えられたとの伝説がある竹崎正哉氏より聴込。

この項の最後に四国遍路について記しておこう。近世さかんに行なわれた四国遍路は、吾南の中央を、長浜(高知市)雪隠寺から、種間寺をへて高岡(土佐市)清滝寺と札所を打っていったので、東は長浜境の唐音から、西は仁淀川渡船場まで春先には白衣に菅笠、金剛杖、笈の遍路姿は連らなつた。これらの人びとのなかには不時の事故、病気のほか不治の病で途中死ぬる者もあったうえ、また業病のため故郷を追われた者もあった。したがって遍路は皆「寺請往来切手」「弘願寺文書」を懐中したが、それには「若し万一何国にても相果て候えば、此

幡磨国（兵庫県）佐用郡末包村平右衛門妻のふは、どうしてはるばる四国遍路の旅に出たのであろうか。そしてついに弘岡中ノ村で死亡する。故郷からは往来手形のように誰も来なかったのであろうか。夫も子もあつたようであるが。とにかく四国遍路の哀れな一面が示される。

これに対して自作農以上の富農が、約二カ月間に銀二百匁一米四石ほどを使う四国遍路もでる。「文化二年丑二月吉日、四国中道筋日記、土州土佐郡朝倉村兼太郎」高知市朝倉西本順三郎氏蔵には、旅路の徒然を

宿秋山村 柚百姓 儀七

二男 松右衛門

しめと言つ娘有り、美人也

と楽しい旅を記している。何時の世にも明暗は人間の世界に避けられないものであろうか。

学問、教育、文学 戦国の世の南学は、吉良氏滅亡により、その後の春野地方の伝統とはならなかったが、近世村方の発展とともに、郷士、庄屋等富農層に学問、教育、文学を志す者がでるようになる。いづれも藩政後期以後である。まず吉原村庄屋吉本虫夫（二七五—一八〇五）から述べることにする。虫夫名は忠雄、号を東原亭、父八郎左衛門は藩の小吏で城北久万村（高知市）住、後吉原村に移徙して郷士となる。虫夫は谷垣守、同真潮に神、儒を学んだが、和歌、書道にも長じ、ことに直真陰流を今喜多作兵衛に学んで上達した。また天文家川谷薊山にも業を享けている。虫夫の名が藩庁に知られたのは、宝暦九年（一七五九）封事―意見書を奉って政治改革を唱えたからである。当時の習慣で虫夫は塾を開いて門弟に教えたが、その教程を小学から論語、大学、中庸、易と順序を立てている。天明七年（一七八七）藩主豊雍が天明改革を断行すると、真潮の関係で吉原村庄屋に、つい

で翌年本山郷（町）大庄屋となったが、寛政四年（一七九二）再び吉原村庄屋に帰り、同六年（一七九四）辞職した。

天明八年（一七八八）には、吉原村堀川の付替え工事を約一カ月で完成、また孝女を褒賞する等善政に心懸けている。なお虫夫が庄屋に抜擢される以前家塾を開いて子弟を教育した時、聴講者は海浜の村々からも訪れたという。また彼の号東原亭は、吉原の屋敷の地名が東の原であったからといわれ、付近村々の人々たちへの虫夫の学問的影響が考えられる。文化二年（一八〇五）九十一歳の長寿で没した。辞世の和歌に

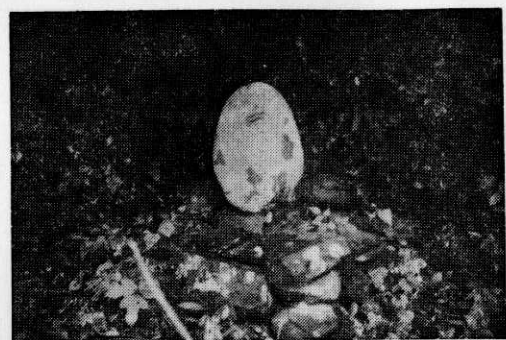
大丈夫のすまじき事はよもせまじ此玉緒は今たゆるとも

また「萩露」と題した和歌に、

ころも手は朝けの露にひちぬとも行て見まほし野への新萩

両首とも意気高らかな気魄が感じられ、虫夫の人為りが偲ばれるものである

「土佐史談卷一七、同三二所収森木茶雷、松山秀美論稿による。なお春野町芳



吉本虫夫墓（芳原）

原には吉本幸八良夫の記念碑がある。「同姓虫夫は義父たり」原漢文と出ているので、虫夫の一族である。碑文はその藩外での活躍を伝えている。虫夫の影響と考えられよう。つぎに少しおくれた郷士深瀬氏の活動をみよう。甲藤勇氏所蔵文書によれば、深瀬栄吾は、安永五年（一七七〇）その師野村義方から「汝今十有一歳、天資穎悟粗々小学、四子、四経の字を記す」原漢文として賞揚される。甲藤氏によれば、義方は有名な戸部愿山の門人で、あるいは野村修斎の先祖ではないかというのであって、藩政後期地方への学問の普及が知られる。義方は栄吾の進学を祝して「天下の善明より善は蔑し、書

を読めば日に明に進むなり、天下の悪暗より悪は蔑し、書を読まざれば暗に陥るなり。いわゆる書は則ち異端百家の書に非ず、乃ち聖人の経のみ」原漢文とする。儒学一辺倒のようであるが、栄吾は師の旨を体し「韓柳浮華、李杜葩藻」を却けて儒学を究め、文政十一年（一八二八）には、藩より「数十九年手跡学問導方深切に相導き、諸人の為に相成り、弟子増に相成」「郷士年譜」として表彰される。同年山内氏分家東屋舖では「御前講」同上を命ぜられたが、天保四年（一八三三）には、藩から「此の節老年に及ぶ所今以て衰えず」同上 弟子を導くと表彰され、東屋舖からは「数十年来学問心懸け厚く弟子導き方手弘く致し、且つ誠実の心を以て教授館え文章これを指出」同上したとして書物を拝領する。

「深瀬家文書」深瀬寛水氏蔵によれば、一族深瀬鍛冶介も郷士として弓術、劍術に上達し、弟子の教育に當っている。また同じく深瀬堅吾は、文政十二年（一八二九）京都、大阪に学問修業する「郷士年譜」。天保三年（一八三二）にも同人は学問修業に芸州（広島県）に赴く同上、ついに堅吾は破格にも、

（天保）一、同十三年寅の十一月教授館に於て論語講釈仰付られ候 同上。

となる。藩校で「論語」の講義をするという名誉を得たが、その翌年には「文武学問修行方積年出精致し、度々他邦へも罷越し出精相励み、弟子取立方致す所諸事懇に相導き」同上と表彰されている。

このように、吉本虫夫もまた深瀬氏らもみずから学問に励むとともに、塾を開いて学問を教えたが、これは藩政後期以後の風潮であり、自作農以上の男の子は師を求めた。「春秋自記帳」によれば、島村右馬丞は数人の寺子一弟子を教えたが、彼はとくに武術、砲術、書道、儒学と造詣が広く「弟子数百名を教育」と墓碑銘に記している。また弘岡下の東栗木和田にある小川彦次の墓碑には、「弘化年間より明治二十年頃迄約四十五年間、郷土の児童を集め文学の教育に努む」ともある。「吉良宅快日記」によれば、後年高知県会議長を勤める吉良順吉が、

当時十四歳で常之助と呼ばれたが、四月二十二日に「朝常之助読に行く」、また同二十四日に「常之助朝寺」とある。寺子屋一塾に通っていることがわかる。仁ノの地下医師岡本確馬も塾を開いて教えたが「岡本家文書」、そのほか「西分村史」には秋沢、松岡、伊藤、佃の寺子屋があり、また弘岡中ノ村では成岡広川が約三百名の弟子を教えた「墓碑銘」。「野本家文書」野本英材氏蔵には「国名尽」「寺子教訓書」の二つの教科書がある。前者は簡単な地理的知識であるが、後者は寺子に勉強の目的と躰教育を訓えたものとして注意され、明治以後のたとえば森山村呦々小学校の訓育に通じるものがある。まず何のために勉強するかについて、「書筆の道は人間万用を達すの根本也。無筆の輩は□者の名を得、木石畜類に異ならず、一生の苦老の悔何を以てかこれを喩うべけんや」と論じ、勉強する上は「人十字を写せば百字を学べよ」と励ます。また「手習いに赴く時は父母に対して告知を為し、又帰宅の節も同事たるべし」と戒める。教室では「高咄、大笑、破障子、穢柱、崩壁」等の悪戯を禁ずる。すなわち「若年よりの所行により成長以後の人柄相顕る」というのである。近代教育以前ではあるが、近代教育を支えた教育以前の教育として高い評価を受けるものである。

庄屋辻儀之助が、すぐれた嘉永二酉年七月十一日の「洪水記」辻美代子氏蔵を残したことについては前述したが、そのなかに左の記事がある。

儀之助姉

六十八歳 岩尾 翌年二月死す、

（木塚）

また同書には「岩尾部屋は式板え三寸計も届かず」と岩尾は別棟に住み、洪水には「姉を金馬手を引き明神宮え連れ行く」と、老躰で不安な目にあっている。この岩尾は春野町役場裏の辻家墓所に眠る「辻亦五郎妻、六十九歳、嘉永三年二月六日」である。洪水の翌年に死去したことがわかる。「辻家文書」はいま辻美代子氏と上田寿

美氏とが所蔵されている。それによれば、辻岩尾すなわち号掬水は、夫亦五郎(岩尾父庄屋喜五郎養子)と享和二年(一八〇二)年二十で死別する不幸な女性であったが、後その才援を買われて山内氏分家西邸に仕えて、八重姫の老女となり京都に居住する。その間和歌・書道に長し、頼山陽と交遊もあった。掬水については広江清氏の「楠瀬大枝をめぐる人々(二)」「土佐史談一八」に紹介されている。大枝は春野地方の学問好きの庄屋、郷士を訪ねて学問、教養の集會を辻邸で開いたが、これは庄屋儀之助の肝煎があった。岩尾―掬水は天保元年(一八三〇)頃帰国し、以後大枝にいわば師事したようである。同氏紹介の大枝の「燧袋」には、

六月十五日(天保二年)今日午より蘭溪同道西分へ行く。庄屋儀之助に一宿、西里新家を建て大半成る。掬水亭と号す。頼山陽命なま額字をも書く云々。京都にて拝領の御染筆もの并びに求め来る書画類展観、掬水亭の傍に持仏堂を建て、観音を安置せんとす。此の観音は八重姫様御遺鏡にて鑄造、予が所蔵掬水美人図を、此度翠玉にうつさせ今日家包に贈る。

この掬水亭が西里すなわち前述岩尾の部屋であった。掬水が帰国したのは、仕えた八重姫死去によるようである。不幸な人である。掬水老後の思い出は、天保十三年(一八四二)還暦の祝いで多くの土佐の文人たちから、詩歌を贈られたことであろう。多くの短冊を辻美代子氏は所蔵される。その一つに「寄水祝」として、

きくかをる深谷の水を仙人と友に汲みつゝいく千世や経む 千弘
さす竹の君か齡はきつか川尽せぬ水にひとしかるべし 清栄

また祝いの詩には 原漢文

君が六十一の誕辰を祝う、容貌初老の人よりも健なり。請う仙園種桃樹に向い、今より三たび一千の春を契れ。 南浦老人脩辭

この還暦の祝歌は、「岩根の清水」と題した歌集にまとめられ、文人安並雅景が序文を書いている。「それ巖は

ものかきうたよむことをよくし」としているの、高い評価を得ていたのであろう。「露の浮世」高知市民図書館蔵「若尾文庫」には、掬水関係と思われるつぎの一首の連歌がある(抄出)。

市た、ぬ間も市中はもの、類カ 橙加
乙は工夫のかわるすきはひ 掬水
夕月やその文月の空ながら 掬水
花に紅葉に残る言の葉 支撰

「辻家文書」には、左の掬水の書がある。 掬水老女史
掬水月在手 弄花香滿衣

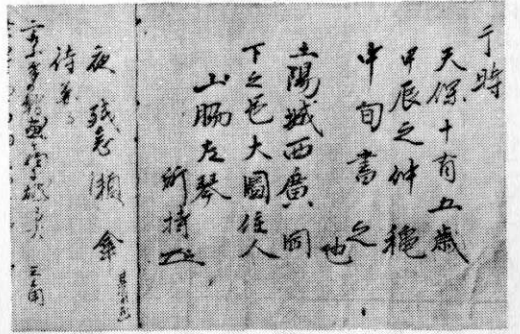
また甲藤勇氏は「慶寿」の掬水の筆蹟を所蔵されている。ともに江村老泉流の筆力雄勁でむしろ男性の手になるかの感がある。頼山陽と交遊のあったことも自然である。女性の不幸にめげず生きた、教養ある婦人であったと思われる。

庄屋辻家には文人の往来が多く、戸波郷(土佐市)の俳人五藤酒羅せいち―其日庵も常連の一人であった。酒羅は前述辻友猛の戊辰の役出陣を祝って、

見はえあり都にのぼる年の坂
またその戦死を弔して

幾秋や消て母月の名の光る

酒羅はまた辻家を中心にこの地方の俳句を指導したものと思われる。なお「龍卷」所収「土佐俳諧史稿」森木茶雷によれば文化二年(一八〇五)、



「艱 難」(山脇茂氏蔵)

達磨かと笑はれながら巨魁哉
 床下に虫の音はそる霜夜かな
 磯端や藻屑もされて冬の月
 色見せや梅もぬからず冬至から
 秋山 可有
 同 素柳
 西分 不及
 新川 李章

の俳人と俳諧があった。また「若尾文庫」高知市民図書館蔵 所収俳句集「若菜集」には、「花の陰緑いたゞくや供廻り 西分女史 いはほ」とあって、前述掬水の俳句である。そのほか「竹の春」には

朝の戸や梅たけ明て日影待
 ちさき草弘き花野となりけり
 夜こ、ろの田に引さる、皁月かな
 竹馬に世を見返るや喜久の庭
 借た灯を見送る秋の夜雨かな
 弘岡 居芝
 同 水也
 西分 里遊
 同 其楽
 諸木 一枝

また「花と月」には「造り人の身ふりして見るか、しかな 新川雲仙」等がある。俳句の普及はかなり広い範囲のようである。

「山脇家文書」山脇茂氏蔵には、「艱難」と題した天保十五年(一八四四)編のテニハー土佐狂句集がある。編者山脇左琴は弘岡下ノ村大津の人で、狂句を詠んだ人は春野町全域にもわたっている。自作農以上の人たちが、生活を楽しんだ姿がほほえましく詠まれている。

裸でとれぬ質蔵の大水ツ 大小路

夫れから水がまけ出して身式ツ 来鳴

まだ一つ家へ程遠い夕立 同

届かぬ紐を旅の夫まに解く床コ 左琴

始終批約が中へ入て納める 下手組

思へば君に恥かしい翌日つ 大小路

節季の銀子に道の無い年坂 同

生活の苦を笑いとばす不逞さや、あるいは上品ではないが健康なエロチズムもある。また実用的な文章も多くの人が達者に書くようになり、島村右馬丞は、天保五年(一八三四)から明治二年(一八六九)までの日記「春秋自記帳」高知市民図書館蔵を残した。途中嘉永二年(一八四九)、安政六年(一八五九)、文久元年(一八六一)は伝えられていないが、簡潔で信用のおける幕末期の史料となっている。また筆者の履歴を明らかにできないが、広谷喜十郎氏所蔵の

寛政八年 土州吾川郡

道中筋諸日記覚帳 広岡上ノ邑

辰ノ三月吉日 久兵衛

は、安芸(広島県)宮島参詣日記であって、達者な文章である。久兵衛は一般的な富農であろう。ここにも文化の普及を見ることができると思う。なお春野地方出身ではないが、万延元年(一八六〇)まで、数力年弘岡上ノ村庄屋を勤仕した吉村嘉之助(春里、春峰)は、長岡郡十市村(南国市)に転村後「弘岡志企」本書引用の名著を編した。弘岡三力村を中心に吾南地方の旧記を残した功績は、その学問的な考察とともに高く評価されよう。

科学的思考 「伝言記」「山脇家文書」には、生活上必要な物事をメモ的に記録しているが、そのなかに年、

月、日の吉凶に関してなかなか神経を使っている。たとえば家作、井戸掘、蒔付、馬の売買などである。とくに女の大役出産と年まわりなどには当時の人の関心が集中しているようである。大観すれば陰陽五行説による迷信と云えないことはないが、科学の発達した現在でも、なおこうした考えから完全に人びとは自由でない。そうした中で前述堀内市之進が「治生録」で語るように、実験田を設けて種の薄植を研究したことは評価される。儒学の合理主義、日常のいわゆる生活の知恵による科学的思考は、村の生活のなかにもしだいに成長する。

そうしたなかで、まず指摘されることは、人びとが医薬に親しむようになったことである。前述「吉良宅快日記」「吉良家文書」によれば、宅快の家族はたとえば万延元年（一八六〇）五月の、

十日、雨天、兼助来り草取り、伝七共々、晝方常之助秋秋。沢薬取り。

この病気は中々良くならなかつたらしく、同月

二十四日、晴、伝七おくす連れ高岡医者者へ行く。おすが桑取り、高岡医者者病気の由只帰る、昼より日和。

翌月十六日にも高岡へ行き、同二十日には常之助が高岡へ薬取りに行く。こうして良医を求めている。常之助は四月に西分へも薬取りに行っている。当時村々に医師があつたようである。もっとも「春秋自記帳」文久二年（一八六二）によれば、秋沢医師は右馬丞の子息の下痢症を診断し、「此の下痢は至て順症にて、毒物自然に下痢に相成る故好む所と云うに、亦昨八つ時に鼻血有り、如何に、秋沢云う既に出すべき血出でざる時は害を成す。是亦順症にて自然に出る所にて至て好む所也」と云う。儒医といって、当時の医師は儒教的、思弁的であつたようである。

ところで前述「吉良宅快日記」八月の、

三日、甲子雨天、お楠深瀬。深瀬与之助療治預り、服薬三服来る。

右の深瀬与之助であるが、これは「郷士年譜」に出る深瀬与太郎ではあるまいか。すなわち同史料によれば与太郎は、

一、同（安政）六年末の八月儒学并びに医学修業の為、願ひ奉り長崎表へ罷越し申し候。

一、文久二年戊の六月医術開業。願ひ奉り御聞届け仰付けられ候。

とあるからである。長崎表で学んだ医学とあれば蘭法であろうか。文久の時点で春野地方にも西洋医学の伝来があつたと思われよう。

さて「道番庄屋根居」によれば、武田雄三郎は安政四年（一八五七）から文久元年（一八六一）まで、弘岡中ノ村庄屋を勤めてから土佐郡小高坂万々村（高知市）に所替となる。後文久三年（一八六三）「先達て種痘医御取捨を以て御触達仰付けられる所、右取扱い不行届の筋これあり」として藩庁よりしられる。文意はよくわからないが、当時もつとも恐れられた痘瘡に対して、唯一の予防法の種痘がようやく実施されていることはわかる。「幡多日記」「山中家文書」によれば、嘉永二年（一八四九）同三年（一八五〇）と土佐では痘瘡が大流行し、「沖里村々御城下共去暮より痘死式千余人」と惨状を呈したが、長岡郡久礼田村（南国市）近辺では、「地中萩原の種痘にて老人も損しなく相済」んだと喜ぶ。安政四年（一八五七）頃是一家の種痘の種一痘苗代一両もしたというので、なお限られた人たちだけがその恩恵に浴したとも考えられるが、事は危険な伝染病である。藩は全力をあげてその普及に努めたと考えられる。この方針はやがて明治政府により強力に受け継がれ、ついに痘瘡の災いは絶滅するようになる。前述近代への展望の一つに、種痘をあげることに躊躇する人あやうちよはあるまい。長い闇黒の中に、一條の明りを見る思いのするのは筆者一人ではないはずである。

註1、宝暦元年（一七五一）佐川領一揆

同 五年（一七五五）津野山一揆

天明六年（一七八六）宿毛領民一揆

同 七年（一七八七）池川名野川紙一揆、城下町打こわし

等が顕著なものである。

〃2、山中多之助の幡多郡入田村（中村市）追放中の「幡多日記」に挿入された、嘉永二年（一八四九）の仁淀川洪水における伊野村（可）の災害は、まったく前代未聞であった「幕末維新の土佐の社会―庄屋多之助の記録」。

〃3、納所場を中心に庄屋ら村役人が苦心する姿は、「北川家文書」北川克勲氏蔵所収「川村喜代作因果物語」に象徴的である。また「幕末維新の土佐の社会―庄屋多之助の記録」にも詳細である。

〃4、中用（大中）は村共同の費用として支出計算されたが、その主な使途は不作の時の米の廉売等であったようである。その他社寺の祭礼の消費もあった。これらが教育費等に改編されて近代のものとなる。

〃5、当時の地方文書にも、納所場から各担税者に宛てられた年貢等の通知書と領収書とがある。ほとんど理解に苦しむものである。解体期封建社会の地方を理解するに有用と思われるが、まだ研究されていない。

〃6、土佐藩の石灰焼は大別して貝灰と石灰岩焼灰となるが、後者は享保年中より開始される。いずれも土建用として出発したが、文化十四年（一八一七）稲作に用いられて画期となる。石灰の生産の増大と稲の増収に連なるからである。以後石灰岩の多い土佐では、各地に石灰焼が拡大したものである。

〃7、一般に幕末の段階では土佐には地主手作りが多い。ただし二、三町所有の地主と思われるが、それ以上にもあったようである。低賃金の結果であろう。

〃8、「春秋自記帳」慶応二年（一八六六）一月二十七日には、親戚の山脇三太郎が田地を売ってその金を佐川深尾氏に貸し、その代償に深尾氏に仕えたが、物価値上りで思惑がはずれて困る。右馬丞はこれを憐みながらも、「三太郎欲心よりにして自分の田地を売り、主家の利得を以て安楽せんと不平の心よりして此の如し」と批判している。

〃9、土佐藩の甘蔗―砂糖の栽培は、寛政年中町奉行馬詰親吉と豪商田村屋源右衛門の努力によって開始される。以後土佐湾沿岸の砂地が好適地として栽培は拡大し、幕末にかけて重要な国産となり、さらに近代にも持ち込まれる。

〃10、松本豊寿氏「近世城下町の商圏と商物方限令」「城下町の歴史地理学的研究」によれば、藩は文政三年（一八二〇）

の「商物方限令」をもって、「従来あまり手をつけなかった商業の地域的統制を、城下町を中心に組織的に展開し、城下町商圏の封建的、領主的編成を樹立した」とある。城下町商人を保護して、その皺寄せが在郷町商人―新川町商人に及んだものである。

〃11、徳島県阿南市桑野成田山満福寺住職田中隆岡氏は、長宗我部氏に降伏後阿波国木津城（鳴戸市）を守ったが、羽柴秀長らの侵入に降伏、元親より自殺させられた東條関兵衛実光が、この木塚明神宮に祀られているのではないかと疑っているが、その理由として、大阪市在住東條林三氏蔵「清和甲陽源氏武田系譜」に、木塚明神の祭神吉良左京進親実は東條関兵衛の嫡子となっているからという。同系図にはたしかに東條嘉兵衛が、木塚明神でこれを確めたことになっている。信じがたいことであるが付記しておく。

〃12、この日記の文章はなかなか生き生きとしている。たとえば池川から伊豫へ越える山道で大雨に逢ったが、「至って大風に成り、峠にて向こうをながめ候えは、雲山九合計を通る。其の景色のおそろしき筆にもつくしがたく、かかる所に雨風はげしき故笠はきられず、足はうき命からがらにとてよふよふと高山と申所へ付く。是迄右池川より道のり五里計りあり」と見事である。